

令和6年第3回(定例会)吉備中央町議会会議録(3日目)

1. 令和6年6月14日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年6月14日 午後 2時03分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

10番	渡	邊	順	子	11番	西	山	宗	弘
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	三	高	昌	之	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第8号 陳情審査報告について

日程第4 報告第9号 陳情審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第8号 陳情審査報告について 採択

報告第9号 陳情審査報告について 採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、渡邊順子君、11番、西山宗弘君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問いたします。9番、成田賢一です。

今回、私は、5つの質問から地方公共団体吉備中央町としての透明性と公平性について質問したいと思います。

まず、1つ目、一円舗装についてです。

まず、確認で、一円舗装とはどういう事業なのか、説明をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

一円舗装とはどういう事業かとの質問ですけれども、一円舗装につきましては、町内の

町道、生活道につきまして町の事業費で行う町内一円の舗装事業でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町内一円の舗装事業ということなのですが、舗装路線の決定プロセスが加茂川地区と賀陽地区では異なると聞いております。どんな点が異なるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

質問にお答えします。

一円舗装の決定プロセスのどの点が違うかとお尋ねですが、まず一円舗装の要望については、賀陽地区、加茂川地区とも自治会長が地域の要望を把握していただき、自治会から自治会長を通じ一円舗装の申請書を提出いただいております。申請書が提出されましたら、両地区とも建設課職員が現地の状況を確認し整理しています。

次に、この申請書の中から路線の決定を行うわけですが、賀陽地区については、整理した申請書の中から毎年建設課において再度現地確認を行い、路面状況や通行状況などを検討し、利用度の高い路線や生活に密着した路線を優先して建設課において決定しています。次に、加茂川地区ですが、同じように自治会から提出された申請書を毎年自治会に再協議していただき、実施要望路線の優先順位を自治会において決定していただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

吉備中央町としては、路線の選定方法を統一すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

一円舗装は、地域に密着した事業の一つと考えております。地域の方や自治会が舗装ができてよかったと思われることが一番と考えております。地域や自治会の思いが反映できる方法を本年度から自治会と協議し、統一できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

統一するよう考えていきたいということは、統一していくということによろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

自治会の思い、考えとかもあると思いますので、本年度から統一に向けて進めていきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

確認なんですが、統一に向けて進めていくということは、もう統一していくと受け止めたらいいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

統一していきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一円舗装の請負業者の選定について、次は質問します。

平成29年度から令和5年度までの一円舗装事業の請負業者を調査いたしました。そう

しましたら、吉備中央町内を9つの地区に分けていて、4つの事業者が町内の舗装工事を担当しているということが分かりました。ここで分かったのが、平成29年度から令和5年度まで私が調査しました7年間、各地区を担当する業者が全て固定されているということが分かりました。

確認なんですけれども、業者の選定については指名競争入札で行われているということによろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

指名競争入札で行なっております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、指名競争入札を行なっていて、少なくとも過去7年間、特定の事業者が同じ地区の業務を担当し続けている、このことについて町長の考えを問います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これは適切に入札が行われ、その結果だと理解をしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、指名競争入札ではありますが、もう一度、事業選定のプロセスの説明をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

事業選定のプロセスということでございますが、本町の指名競争入札における業者の選定につきましては、入札参加資格を有する者のうちから規定に基づき入札指名委員会で協議を行い、その答申をもって町長が指名業者の決定をしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

長年、少なくとも私が調査した7年間は、地区と事業者が固定されているということが分かったんですね。こちら、健全な競争を妨げ、談合の可能性を否定できない状況を生んでいると私は感じています。

町は、行政機関として透明性と競争の観点から改善に向けての事業者選定の見直し、そして具体的な計画を持つべきではないでしょうか。持っているなら説明していただきたいし、持たないのであれば持たない理由を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在のところは特に計画等については予定をしております。これは、先ほど申し上げましたように、入札を実施した結果ということで受け止めております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

まず、確認なんですけれども、吉備中央町は、指名業者に対して指名通知を行なっから指名業者の公表を行なっていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

申し訳ありません。聞き取れませんでしたので、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

吉備中央町建設工事等公表に関する規則では、指名業者の公表が指名通知を行なった日の翌日とされているんですけど、指名通知を行なった翌日に公表されているということでもよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

指名業者の公表は、翌日でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一方、令和4年5月20日に閣議決定されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更によりますと、入札前に指名業者が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいということで、国のほうは指名業者の事後公表の拡大に努めることということがされております。

これを受けて、高梁市は、令和4年4月入札分から指名業者の公表を落札決定後に変更いたしました。ほかの町のレベルでも、美咲町や鏡野町は行われている。もちろん、ほかの大都市圏では行われております。

そう見ると、吉備中央町の建設工事等公表に関する規則は、閣議決定に反する行為となっております。吉備中央町は、指名業者の公表を入札後に行えるように規則を改正すべきではないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在のところ、努力義務ということで、吉備中央町を含め実施していない自治体も多くあるようでございます。今後も他の自治体の状況や国の動向を注視しながら研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、閣議決定されて美咲町や高梁市など近隣の自治体は指名業者の公表は落札決定後に行なっているけれども、吉備中央町はそういうふうにしないということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今すぐするということではございません。研究をして、必要であればしてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

行政の透明性、公平性の観点から、私は、規則を改正すべきだと思うんですが、町長、近隣の自治体がこういうことをもう行なっている、吉備中央町も行うべきだと思うんですが、町長のお考えを述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

やることに対しての目的とか意義とかということをしっかり研究し、また他市町等ともお聞きし、的確な方向に向けていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

透明性、公平性の観点から、誰がどう見ても疑わしきがないように、規則は変えられますので、町長の権限ですよ、町長。ぜひ皆さんで話し合って、すぐに変えていただけたらと思います。

さて次、2番目の質問は、PFAS問題についてです。

こちらは、昨日も同僚議員の質問でありました、第1報に関して町長がいつ聞いたのかということなのですが、議会全員協議会の議事録で見ると、10月17日の深夜、そして10月17日、住民説明会でも円城地区の住民の方々はその旨13日の深夜に聞いたということを記憶にとどめているということを教えていただきました。

一方、12月議会では、10月14日、今年4月18日に岡山放送で放送されたインタビューでも14日に外で電話を受けたと言ってるんですが、町長、この事件に関してまず第1報を受けたのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この件につきましては、先日の答弁でも答えたとおり、13日の夜に水道課長から水道に関して問題があったが詳細が判明したらまた連絡すると、そして翌日14日の14時頃連絡があり、円城浄水場において有機フッ素化合物が発覚したと初めて知ったところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ、13日の電話の内容の確認なんですけれども、思い出していただきたい、どういう話だったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これも、昨日、議員の質問にお答えしました。水道に対して問題が起こったと、また詳細についてはお知らせするというような内容です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ、水の問題が起こった、また詳細は明日言いますで終わったんですか、それとも立入検査もあるということも聞いたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

昨日もお答えしました。聞いておりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、確認なんですけれども、この中で、課長さんの中で、町長に深夜、今まで電話したことがある方はどういうことで電話したかっていうことを教えていただけますでしょうか。私、結構緊急なことだと思っています。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

（町長、「それは私に聞いている。」の声）

（9番、「いえ、全課長で。」の声）

全員に聞くわけですか。

（9番、「はい。」の声）

全課長に聞くんですか。

（9番、「そうですね。緊急、深夜に電話があったことが通常なのかどうか、これは非常に重要なことだと思っています。」の声）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

水道関係だったら、以前にも問題があったというような電話は私は受けた記憶はありませんよ。何をもって深夜か分かりませんが、夜、ありましたよ。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この問題発覚後、吉備中央町は、第三者委員会と健康影響対策委員会を設置いたしました。それぞれの答申書、報告書に提出されたので、その受け止めに質問いたします。

まず、第三者委員会の答申書についてです。

こちら、非常に分厚い答申書がホームページでも公表されておりますので、町民の皆さんにもぜひ読んでいただけたらと思います。この中に、例えば令和2年11月、令和3年11月、令和4年11月とそれぞれ現場の職員から、水道課職員が減となって個々の負担が増えていると、後継者の育成、そして職員配置の偏りをなくしていただきたいと現場は声を上げていたこと、つまり令和2年11月から現場は声を上げていたことが分かります。

では、執行部はどういう対応をしていたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたしますが、通告の内容が今の御質問と次の項目と境目が分かりませんし、同じような内容だと思しますので、併せて答弁をさせていただきます。若干長くなりますけど、お許しをいただきたいというふうに思います。

（9番、「あの、分からないんですかね。」の声）

分かりません。

（9番、「どこが分からないんですか。一問一答ですよ。」の声）

そういうことを今の場で言うべきことじゃないと思いますんで。

（9番、「議長、これはおかしくないですか。一問一答ですよ。私、今、1つ質問したんです。」の声）

昨日も一括で3問された方もいらっしゃいますんで、関連がありますんで。

（4番、「真面目に答ええ。真面目に。」の声）

（9番、「それは一問一答じゃないでしょう。違いますか。」の声）

違います。

（9番、「議長、これはどうなんですかね。一問一答。私は、

今、1つ質問しています。」の声)

分かりました。分かりました。分かりました。ただいまの質問にお答えいたします。長くなりますけど、お許しをいただきたいと。

水道課の体制が中心のことだと思います。職員の配置あるいは内部の人事に関係することです。個々の職員の情報に関することもございますので、その辺はお含みおきの上、御了解をお願いをしたいというふうに思います。

まず、御心配をいただいております人員の不足、これにつきましては、必ずしも水道課のみの課題ではございませんで、単純に定数を換算いたしますと各課ともに減員の状況にあるかなというふうに心配をしております。ただ、それぞれの課におきましては、限られた職員の中でお互いによく協力し合ってよく頑張ってくれていると、職員に対しては感謝をしているところでございます。

そうした中、水道課では、円城浄水場の問題がありましたし、また保健課におきましては、新型コロナワクチンの接種業務等、通常では考えられない突発的な事務事業が発生をいたしまして、必要に応じまして各課からの応援を行なってきたところでございますけれども、基本的な事務はそれぞれの担当課が担わざるを得ないわけでございます、それぞれに大変な負担と苦労があったものと思います。

また、建設課等におきましては、梅雨のときの大雨とか台風のときの風水害、こういった災害対応、またその後の災害復旧等、時によって突発的に事務事業が増大するのはどの部署も共通することだというふうに思います。

ただ、平常時を考えてみますと、例えば水道課は、もともと吉備高原水道企業団それから下水道組合、この一部事務組合でございまして、吉備中央町の合併直前にはプロパー以外の両町からの職員も出向しておったわけでもございますけれども、水道企業団の職員が7人、下水道組合が3人、合計10名で業務を行なっておりました。この頃はほぼ10名ということはなしに、12名のときもございました。

しかも、当時は鳴滝ダムから水を上げまして浄水をして水をつくっていた、そういう時期でもございます。しかも、事務的には独立した組織でございます。一部事務組合でございまして、一部事務組合の議会も持っておりまして、議会の運営をしていくというんですか、対応する仕事もございました。

逆に、最近では、業務につきましてはの委託業務も大変増えてきてございまして、当時の事務事業の負担からいいますと大変変わってきたという現状もございます。

しかし、企業におきましても我々行政機関におきましても共通でございますが、近年は働き方改革ということが叫ばれておる状況でございますので、そうした中、正当なクレームと理不尽なクレーム、言動と申しますか、いわゆるカスタマーハラスメントとかカスハラとの見分けが難しい様々な要求、新しい課題、負担が発生する昨今でございます。

したがって、合併前の20年前と同じようなことを考えておったのでは能率的な職場づくりはできないというのが現状であろうかというふうに思います。

したがって、一昨年も現場の声でありました、電気技術の職員が要るということでございましたので、早速昨年は採用したりしておりますし、円城浄水場に関連しましては、水道料金の返還事務というのが発生しました。これは短期間で正確に事務をする必要があるということで、ベテランの再任用職員を急遽現場のほうに配置をして、担当課のほうも可能な範囲で柔軟な対応をしてくれているところでございます。

それから、言うまでもなく各課の人事配置と申しますのは人数だけではございません。経験年数でありますとか在籍年数、さらには人間関係と、こういうことも考慮する必要がございます。例えば水道課でございますと、浄水場問題のさなかに円城財産区を担当しておる職員が、他の課でございますけれども、リエゾンとして県とかいろんなところとの折衝をして、危機管理、これも経験をしたベテランの職員を本年度からは水道課長に任命をしております。

また、課長経験、管理職、管理をする経験のあるベテランの職員2名を配置をしておりますし、勤続年数と申しますと29年、27年、23年、これは上下水道の経験もある者を含めてでございますけれども、中堅の職員を配置をいたしますし、後継者育成という面から2名の若手の職員も配置をしておるところでございます。

それから、この次の質問に出てくるんであれですけれども、水道技術管理者につきましても、現在2名おりますけれども、本年度も1名、講習に行かず、そういう予定にいたしております。

決してこの人数で十分というふうには考えておりませんが、限られた条件の中で、できるだけそれぞれの課のことも考えながら、できる限りの配慮はさせていただいております。

今後とも現場の担当課長とよく協議をしながら、当面は必要に応じて現場において柔軟に対応してくれるように指示をしておりますほか、水道課以外も含めまして全庁的な対応といたしましては、これから行います本年度の職員の採用試験、これも社会経験のある即

戦力となる人材を含めて幅広い年齢層で募集をしていこう、また採用試験におきましても、通常の年よりも早く採用試験を行いまして、多様な人材を確保するよう総務課のほうで対応しているところでございます。

引き続き優秀な職員の確保とできる限りいろいろな配慮ができるよう、ある程度の余裕も考慮して、一方では財政民主主義、これを尊重しながら、それぞれの部署と意思疎通を図りまして業務量と人員、また責任体制のバランスを検討しながら、一層の住民サービスの向上を主眼に最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私が聞いたのは、令和2年から令和4年、5年の間に執行部がどういう対応をしたかだったんですけども、今行なっている、そしてこれから行うことも今、副町長が答弁されました。

私、これ、今年度の3月議会、上水道事業会計予算、反対したんですね。そういったこと、職員の数であったり、つまり予算を増やさないとできないことってあるんじゃないかなと思ひまして、そういう立場を取らせていただいた。その立場と、この第三者委員会答申書から質問をいたします。

こちらに外部関係機関との連携を強化すべきだと書いてあるんですが、これから行うべきこと、もしくは現在行なっていることは何でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、9番、成田議員の質問にお答えいたします。

外部関係機関との連携強化を対し行なっているということでございますが、水道施設管理に必要な知識を習得するため、日本水道協会との連携強化につながるよう、協会が実施する各種研修への水道課職員の参加を行なっております。

また、事務処理手続等につきましては、岡山県備前保健所衛生課並びに生活衛生課と連絡を密に行い、指導監督をいただいております。

さらに、水質管理につきましては、岡山県広域水道企業団、また岡山県健康づくり財団に積極的に指導を仰ぐなどし、水質基準値の管理を行なっているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今述べました3点は、今年度から開始したんでしょうか、それとも今までも行なっていたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

今までもしておりましたが、今年度から、昨年のようなことがありましたので、強化したということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

具体的に強化というのはどういうことを今後やっていくというふうに、具体的な内容って教えていただけるものですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

具体的にといいますのは、水質の管理等を去年のようなことがないようにしていくために職員の知識等を高めていこうとしておることでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それは、じゃあ今までもやってたけども、さらにそこに力を入れていくと私たちは認識すればよろしいですか。新しく改善していく変化を私は知りたいんです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

成田議員さんのおっしゃるとおり、そういうことで高めていくということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では次、危機管理訓練実施ということがこちらで提言されております。そちらの計画を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

危機管理訓練の実施についてでございますが、危機管理マニュアルに基づき、事故想定教育訓練を毎年10月に実施することとしておりますので、現在はその計画の内容を水道課のほうで計画しているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

毎年されているということは、昨年やったことと今年やることでまた異なってくると思うんですよ。ああいう大きいことがあったので。であれば、こういったところを今年は改善するというか、危機管理マニュアルに含めるというか、こういったところをプラスして今年は危機管理訓練を行うか、何か具体的なものがあれば教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

具体的な内容ということでございますが、昨年の事故のことを踏まえた内容を盛り込んだ訓練にしようとは思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

具体的なのが欲しかったですね。

次、水安全計画の策定ということを推奨すると書いてあるんですが、こちらについて計画は何かありますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

水安全計画の策定についてですが、本町では、現在、水質検査計画と危機管理マニュアルのみでの運用となっておりますが、今現在、水安全計画策定に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この第三者委員会の答申書によっていろいろの責任の在り方、所在が文章化されたと思っております。

昨年12月議会で町長、副町長の給与を半減する条例案が提出されました。そのときの質疑で、町長は、第三者委員会によらずに監督責任として給与の減額を判断したと答弁しております。

私は、第三者委員会の結論で執行部そして職員の不適正な事務処理が認められた場合は、給与減額の期間、3月31日までを延長しますかと質問しました。町長は、第三者委員会でそのような方向性が出されたら、それは率直に受け止めて考えたいと答弁されました。

では、町長は、今、第三者委員会のこの結論をどのように評価しているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この第三者委員会の報告につきましては、真摯に受け止めなければならないと責任を痛感しております。しっかりとまた改善すべきことは改善しなければならないというに思っています。そうした上で、報告書の内容を加味しても適切な処分内容だったと思っています。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ここで、組織内での今の在り方を町長が今どのように改善しているのかを聞いたんですが、こちら、5月24日、週刊金曜日という雑誌で町長がインタビューに答えています。組織内で速やかに上に相談すればよかったのに、それができにくい体制だったことも原因だったと、その点は率直に反省すべきところですよと言ってるんですが、これを改善するために町長が変えたことというのは何かあれば表明していただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これは、月に2回、課長会議がございます。その折にも、それぞれの課長は、それぞれの課員に対して、風通しがいい課にしましょうと、それからおのおのが自分だけの仕事じゃなくて他の人がどのような仕事をしてるかも分かるようにしましょうと。まず、それを率先するために、私は、水道課に行って朝から少し仕事を見させてもらいました。特に浄水場は。そのときに言いましたのも、職員に、自分だけじゃなくて、その担当がもし病気等でいなくなっても代わりができるように、誰でも日々の仕事分かるように、その対応ができるようなマニュアルを作りましょうということで、今、マニュアルを作っております。そのように、自ら課長また現場にも出向いて、このような何かあったときにその対応がすぐ取れるようにいうことを今心がけています。また、何かあったときには速やかに上司に報告、相談するということが大事なので、そのことは強く言ってます。

もう一点だけ、実は、責任は取るものではなく果たすものだということで、10月14日という日を職員にそういう事案があったことを思い出す日に制定しようと、職員の中でですよ、というように管理職会議でも言ったところです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そういう町長の新しい動き、新しい考え方、新しい発見を私はもっと町長は発信すべきだと思うんですが、具体的に発信しますか、するならどういう方法で発信しますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これ、質問にはなかったんですけど、少なくとも職員には徹底してそういうものが見えるような格好でそれぞれ課に置いてもらおうと思います。

また、町民の方には、一番は町のホームページ等々で、またなかなか更新ができないんですけど、町長の部屋というのがございますんで、そこでそのようなことを発信していきたいと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

発信していけば、町民の方も町長は変わってきたのかなとか町長はこうなってきたのかな分かりますので、発信していただけたらと思います。

次、健康影響対策委員会についてなんですけど、こちらの報告書では、血液検査、健康影響対策に資するとは言えずと書いてあります。しかし、町長は、血液検査を行う決断をしました。この決断に至った理由の説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

すいません、答弁が遅れまして、この決断につきましては、先般も答弁させていただきました。第三者委員会の報告、それでしっかりとメリット、デメリットを見させていただきました。そのメリット、デメリットをいろいろ熟考した中で、それも併せ、地域の方の思いに寄り添うべきだという、そのときに改めてしっかりした信念というのができました。それで、血液検査をやろうと決めました。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

もうちょっと具体的に教えていただきたいんです。

というのが、こちらの報告書では、血液検査で期待されるかもしれない点が3点、そして懸念点が6点、留意すべき点が5点記載されてるんですね。

今、日本全国でこの問題、PFAS問題が発生してきています。そこで起こった住民の方々、町長が、吉備中央町長が日本で初めて公費でこれを行うと決断した、こういう懸念点をどう町長は乗り越えたんだろうか、ここが日本全国の住民の方々が非常に助かる、救われるところかもしれないんですね。だから、僕は、山本町長、理由の説明を求めて、具体的にどういうふうを考えてるのが知りたいんです。留意点と懸念点、たくさんあるんですよ。ただ、それをどう乗り越えたかが知りたいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに、昨年を振り返れば11月頃から私の中ではこれは初めてだろうが何だろうがすべきだという思いが若干ございました。ただ、その前、始まった当初は、いろんな助言等々の中には、不安のほうが大きいと、やることによって何も変わらないですよという意見が大半でした。

そうした中で、説明会等々を聞いたり、その水を飲んだ方の意見を聞いたときに、じゃないんですよ、我々は単純に今、血中濃度がどれだけあるか知りたいんですよ。そして、もう一つが、言われたのが、一番覚えてるのが、我々は飲んでしまって、こういう血中濃度があるのは分かってる、なつたと、これを何か後世のために使ってくださいというなことを切実に言われた方がおられました。

私は、そういうことを聞いた中で、地域の方の思いに添うという言葉がそれぐらいから多分使ったかなと思うんですが、そういう思いになって、しかしながらこれだけ多くの方がいて、大きな決断になるのに、しかし何か根拠というものを持たないと駄目だという思いでした。その根拠というのが、この委員会の報告書が根拠で、最終的な根拠です。

その報告書を見た中で、今言ったようにメリット、デメリットありました。その中でも、同じように、後々何もできないから不安をあおるということもあった。ただ一方では、知ることによってストレスが解消するということもありました。そういういろんな面をしっかりと考えた中で、しかし問題はあっても丁寧に、濃度は高いのが出るかもしれませんよと、しかしそれですぐさまそれを下げる薬ありませんよと、そういうことを丁寧に伝えした中で、血液検査をすれば若干の受けられる人の不安は少なくできるんじゃないかという判断の下に、血液検査をやろうと、それが地域の人への思いに寄ることだという最終判断をしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そういう思いが聞きたかったです。ありがとうございました。

さて、この健康影響対策委員会の委員長の岡山大学の教授は、当時、そなえ株式会社の顧問を務めていました。これは役場は把握していたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、健康影響対策委員会の委員長がそなえ株式会社の顧問を務めていたことは事実でございます。しかしながら、委員就任依頼の際には把握しておりませんでした。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そなえ株式会社は、吉備中央町から事業を受けている会社ですね。デジタル交付金事業でも、業務請負先のインクルーシブスクエアの組合員でもあります。

町から事業を委託されている企業の役員が第三者委員会の委員に選ばれると、そして務めるということによって、情報の漏えい、利益相反、透明性、公平性、客観性の欠如、そしてこの委員会の独立性にも懸念が生じます。これらに対してどのような対策を行なって

きたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

お答えいたします。

デジタル田園交付金事業と健康影響対策委員会の活動とは何ら関係のないところであると思っております。実態といたしましても、利益相反、公平性などの欠如には当たらないと認識しております。また、情報の漏えい、公平性、客観性の欠如に当たるような行為はなかったものと認識をしております。

今後とも、より透明性、公平性の高い委員会の運営に努めてまいります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

こういう選任の基準の見直しを私はすべきだと思います。

まず、1つ確認です。

この教授はどのようにして選ばれたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

頼藤先生は、岡大の教授、水俣病等々でも寄り添った対応をされた先生でございます。もともと私、この先生もあまりよく知っていませんでしたが、岡大と協定の中で岡大にお願いしたら、この先生が一番適任ですよということで推薦をされ、その先生に今お願いするようなことになりました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それ、岡大でお願いしたというのは、どなたにお願いしたんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そこまで言うのが的確かどうか分かりませんが、大学のトップの方をお願いしに行きました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

大学トップの方は、デジタル事業においてリードアーキテクトを務めている方で、吉備中央町の顧問でもあります。

ここで利益相反が発生してしまうと私は考えるんですが、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

大きな組織のトップですから、いろんなことを、役を受けられています。しかしながら、岡大とは総括的な協定も結んでおります。決して利益相反には当たらないと私は思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

利益相反、開示、透明性、つまり本人から私はこういうのを務めてますと第一声言っていたかかないといけない、その環境を役場はつukらないといけないと思います。

性善説で人を信じるのはもちろんいいんです。この委員長も、非常に寄り添っている。この報告書に、私、すごく心通ってるなど、読んですごく心温まる、住民の方々まで考えてくださってるなどという文があったので、この委員長に関しても人柄はすごく優しい方だなど思うんですが、一つの行政機関としてそれを考えたときには、選定基準、そして透明性の確保などについて力を入れていただかないといけないと思います。

さて、次は3つ目の質問、報道を受けてです。

こちら、昨日も質問がありましたが、10月14日、町長が自身の後援会の懇親会を開

いて、倉敷市のホテルで懇親会を開いたと。このことが公職選挙法の違反の疑いにあるんじゃないかということで、複数の新聞、テレビで報道があったので質問いたします。

懇親会について参加者は何名で、会費は幾らだったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これも先日の山崎議員の質問でも答えたように、後援会有志の方が計画をされた研修会で、経費については参加者の応分の負担で予定をされ、私もそのような理解の下で参加したものです。いつか部分的に立替えをしました。全員から追加徴収をされ、私も立替え分を既に受け取っております。このようなことで、公職選挙法に抵触するものではなく、いわれのないことにお答えはできません。

（9番、「議長、私の質問に答えていないと思うんですけど、どう思いますか。私は参加者は何人で、会費はいくらだったかという質問を、通告書に記載しているんです。」の声）

だから、いわれのないことには答えない。

（9番、「言われぬことに答えない。」の声）

いわれのないこと。

（9番、「答えない。通告書に書いてあっても答えないということよろしいか。」の声）

言われる必要がないと。

（11番、「議長、休憩動議をお願いします。」の声）

○議長（難波武志君）

ただいま休憩動議が出ましたが、他の方で。

（8番、「賛成。」の声）

それでは、ただいま休憩動議が出まして、2名の方、休憩動議ということでございますので、ただいまより暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時35分 再 開

○議長（難波武志君）

一般質問を再開します。

先ほど9番、成田賢一君からの質問について答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましては、当初の会費は3,000円だったと思います。人数につきましては、新聞には28人とか29人ですか、定かではございません。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これ、議会の通告書に記載しているの、人数を把握していないというのはなぜなんでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど言いましたとおり、私としては、言われる筋合いがない案件でございましたので、そのようにはなから答弁させていただくつもりでございました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

吉備中央町の執行責任者である町長の後援会にこういう疑義が生じて報道された、これは事実です。しかし、町長は、言われる筋合いがないと発言しています。

仮にも私、町民から負託を受けて今この議場に立って質問をしています。議員が一般質問をするという重みを町長は感じてないのかなと私は今感じました。つまり、町民を軽く見てると私は思います。

では、実際にかかった費用は1人幾らだったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

定かに覚えておりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この議会を聞いている皆さん、見ている皆さん、私は、全て通告書に記載しています。ホームページでも公開されてますので、確認してください。私は、通告書に書いてるので、執行部はその通告書に基づいて答えを準備するのは当たり前の話です。議会軽視とか私は思えません。

では次、会費と実際の費用の差額分は幾らで、誰が払ったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

差額分につきましては、私が立て替えて、追加徴収された後に返していただきました。

それから、一般質問の内容につきましては、全てが答えなければならない内容のものではなかったと私は解釈してます。答えなければならない内容のものであれば、私は丁寧に答えさせていただきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

差額分を町長がお支払いしたということですが、昨日の一般質問では、町長は後援会の方から呼ばれて行ったんですよね。もう一回確認していいですか。呼ばれて行かれたんですよね、町長。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

意図するところが分かりませんが、昨日、結構細かく答弁をしたつもりでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

なぜ重複して聞いているかということ、昨日の議会を町民の方全員が見ているとは考えられないからです。昨日見た方が今日見ないこともあるし、今日見た方が昨日見てないこともある。だから、町長、答えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、もう一度だけ質問をお願いします。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

後援会の方が町長を呼んで行かれたんですよね。町長は、昨日、呼ばれたと言ったんですよ。それは、町長は呼ばれたんですよね。そこを確認してるんです、今。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そのように解釈してます。有志の方が計画されて、それに私は参加をしたという理解です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一般的に、呼ばれた会に行って、呼ばれた側が立て替えるって考えにくいと思うんですけど、何で呼んだ側がお支払いしないのか、何でそこで町長がお支払いしたのか、教えてくださいませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

再度の説明になりますが、昨日も言ったと思いますが、14日の2時にPFASの関係で課長から連絡があつて、慌てて、皆さんはもっと、多分2時間少々はゆっくりされるんだと思います。私の都合で悪いけど早く帰らせてくださいということで早めに引き揚げて帰っていただきました。そして、私は、途中で役場に寄りました。そうした中で、電話をかけたら、精算ができてないと、これから徴収するんだということを聞いて、私としても、早く帰らせた、何となく責任というのを感じました。そういう意味からも、それじゃあ支払い先に迷惑をかけてはいけないんで、私を取りあえず立て替えると、後は徴収してくださいよという話をしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

全く理解ができないですね。呼んだ側が普通お支払いすることであつて、呼ばれた側がお支払いするなんてことは普通考えにくいですよ。

さて、公職選挙法で選挙区内の人に飲食物などを提供することは寄附行為として禁止がなされております。町長の行為は有権者に対する寄附行為に該当する可能性があるんですが、この点について説明をしてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これも繰り返しになりますが、先日の山崎議員の質問でも答えたとおり、後援会有志の方が計画された研修会で、経費については参加者の応分の負担で予定されておられました。私も、そのような理解の下で参加もいたしました。いつとき事情により部分的に立替えをしましたが、全員から追加徴収をされた後に私のほうに返金をされております。このようなことで、公職選挙法に抵触するものではないというふうに思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

公職選挙法に抵触することがないと町長がおっしゃるのであれば、吉備中央町選挙管理

委員会に対してこの件の調査を依頼すべきだと思います。いかがでしょうか。

(町長、「私に言ってるの。」の声)

はい。町長自らが選挙管理委員会に対して依頼すべきだと。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

その考えが全く分かりませんが、私は、そのようなことはないと思ってる人間が調査、全く理解できません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、吉備中央町選挙管理委員会の事務局である総務課長にお尋ねいたします。

今回の件、複数のメディアから報道されました。非常に町民の方々の中でも関心が高い事案でもあります。吉備中央町選挙管理委員会としてこの事案に対して調査すべきだと思いますが、お考えを述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

通告にない質問のため、詳細な事項については把握をしておりますが、公職選挙法に違反しているかどうかというふうなことを町の選挙管理委員会が調査したり判断したりできるべき機関ではないと認識しています。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、調査できると思っています。そして、しかるべき行政機関と連携ができると思っています。

さて、この出席者についてなんですけど、町民の方から言われたんですけど、地方公務員法で政治的行為を制限されている者、そして立場上、倫理的に参加すべきではない者が含

まれていたということをお聞きしました。

町長、これは事実でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

開催されました懇親会につきましては、地方公務員法第36条の政治的行為の制限に私は該当しないことは明らかであると思います。そのような根拠のないような不確かな伝聞による質問になかなかお答えはできません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一方で、地方公務員法第36条、政党その他の政治団体の結成に関与し、もしくはこれらの団体の役員になってはならずとあります。これ、役員になってる方はいらっしゃいませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

後援会の役員にはおられません。

公務員の定義等々をしっかりと読まれたほうが、良いのかなと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、不適切であり、抵触している可能性もあるのかなと思うんですが、こちらは町の第三者委員会を設置して調査すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（町長、「それ私への質問ですか。」の声）

執行部に対しての。まあ町長でいいんじゃないですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

該当しないものに対して何の必要性があるか分かりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

公平公正な選挙の在り方をみんなで考えていくためにも、そして果たして公職選挙法違反の疑惑、そして後援会に参加した方々でそれぞれの立場で行くべきではなかった方がいたんじゃないかという声がある限りは、私はしっかりと調査をすべきだと思います。

さて次、顧問と地方自治法についてお尋ねいたします。

（町長、「成田議員、ここで今さっきの件に関して関連性があるんで、反問権を使いたいと思います。よろしいでしょうか。議長。」の声）

○議長（難波武志君）

ただいま反問権の行使の要求について許可をいたします。

事務局は、これより残り時間を停止してください。

○町長（山本雅則君）

先ほどからいろいろと、私にとってすればいわれのないことを多々言われました。多くの方が聞いている中で言われました。大変私としては心外な思いでございます。

そして、成田議員におかれましては、私企業であったり他の方についてもいろいろと詮索等々をされて活動もされています。

そうした中で、少し前になります。議会にも町にも、ある情報提供がございました。それは、成田議員が代表されておられます会社において会社法第915条第1項違反が発覚したというものです。会社法では、会社の登記事項に変更が生じた場合は2週間以内に登記変更しなければならないということになっております。議会におかれましても協議をされたと聞いております。

（9番、「これが議会で流れるだけで僕はおかしいと思いますよ。」の声）

同じような案件ですよ。同じような案件ですよ。

（4番、「町長。ちょっと議長。」の声）

(9番、「僕はおかしいと思います。まあでもいいですよ。」
の声)

いいです。よろしいですか。よろしい。

(4番、「一応じゃからな。」の声)

(9番、「僕は違うと思いますよ。」の声)

そうですか。同じような案件だと思います。

(9番、「同じじゃないです。」の声)

ただ、こういうようなものが来ましたので、確認をするんですよ。

(9番、「公的に。」の声)

(4番、「それは、成田さんな、成田さんと町長の2人で。」
の声)

2人じゃない。

(8番、「反問権をいきよんじゃから、反問権を。」の声)

反問権をいきよんですから。

議会におかれましても協議されたと聞いておりますが、人ですから、私は、忘れるのは誰もあります。ただ、重任登記をしたときに、成田さんは、吉備中央町議員でした。重任登記をされたとき、当然、町内に住所を構え活動をされていると思います。当然、選挙に出る者は、住民票のことに重きを置いて物事を考えます。それなのに、重任登記では、会社代表者の成田さんは、倉敷市児島の住所で登記をなされています。このことは、単なる登記懈怠ではなく、何か違う意図があるのかなというように感じ取りました。

また、基本、同時に2か所の住所が存在し、それを持って活動することは大変不思議なことです。この情報が根拠のない類いなら全く問題ありません。全く。ただ、この重任登記が正しければ、倉敷市児島に住所を置き、町議の活動をされたことになります。

また、重任登記が間違いなら、これは明らかな会社法違反となります。登記懈怠にいたしましても、大変長い期間だったと思います。これ、違ったらごめんなさい、100万円の過料となり得る事案かなというに思ってます。ぜひ、このような誤解を招くような情報であれば、的確にここで言われたほうがいいんだと思います。その辺よろしく願います。

(4番、「町長。これ怪文書の分じゃが。」の声)

(11番、「議長、すみません、動議の発令なんですけれど、

意見を申し上げてもよろしいでしょうか。賛成、誰かしてもらえますか。」の声)

(8番、「賛成。」の声)

(11番、「賛成。よし、ありがとう。指名を。」の声)

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

先ほど来から一般質問において議事進行上支障があるように思われますので、議員として発言をさせていただきますが。

この議場においては、司法の場ではないんで、司法の場であるのであれば、裁判所のほうで行なってください。今、この議場においては、吉備中央町の議会でございます。これから町長においては提案権にあり、要するに全ての執行権の下において行政が行われる、これは町民のためでございます。成田議員におかれましても、一般質問の権利を持って町長にその質問をしてる。ここに通告というものがあるので、これに従って議事進行を速やかにやっていただきたいと議長のほうに申入れしますが、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

申し訳ございませんでした。確かに、言われたとおり、ここは司法の場ではございません。ここは、町議会、町のまちづくりを、意見を交わす場でございます。申し訳ございません。

○議長（難波武志君）

ただいま反問権の行使ということで行なっておりましたけれども、反問権に対する質問者からの話もあり、ただいまをもって反問権の行使を終了ということにしたいと思います。

これより一般質問を再開します。

事務局は、残り時間の停止を解除してください。

(9番、「反問権に対して答えるべきじゃないですか。」の声)

(11番、「一般質問に戻る。通常的一般質問に戻れるん。通

告に従って。」の声)

もうここは、途中で。

(9番、「問われたら答えるじゃないですか、反問権。」の
声)

(8番、「終わったいうか、議長がここで一回切ったわけだから。」の
声)

(9番、「もう言われっ放し。」の声)

(8番、「今の段階ではそうなる。残念ながら。」の声)

(11番、「それでも答えてみても、反問に対しての反問みたい
なかたちになるだけでなしに、通常の議事に戻してください
って要望をしました。」の声)

(4番、「まあ成田さん、ここじゃな。通常に戻しやええ。」
の
声)

(8番、「これはまた議運かなんかで。」の声)

9番、成田賢一君。

○9番(成田賢一君)

では、ここからはデジタル事業についてお尋ねいたします。

時間の関係もあるので、次、協議会の構成についてなんですけれども、デジタル田園都市推進協議会総会の出席者名簿、5月末に行われました。76人が現場にいまして、そのうち18人が町関係者並びに議会と、また18人が岡大の関係者だったんですね。出席者の30%を超える方が岡山大学の関係者でした。その理由を述べてください。

○議長(難波武志君)

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長(大樫隆志君)

それでは、御質問にお答えいたします。

先月5月31日に開催しましたデジタル田園都市推進協議会総会には、岡山大学からは協議会役員の方以外にも15名程度がオブザーバーとして参加され、傍聴をいただいたところであります。

岡山大学と本町は、連携・協力に関する協定を締結しており、岡山大学からは医療をは

じめ様々な面で支援をいただいているところであります。

町といたしましては、このたび多くの大学関係者が総会に参加いただいたことにつきましては、岡山大学が学内関係者に対してデジタル事業や本町との関わりを理解してもらう機会とする考えがあったものと理解しているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

次は、Nスクエア建設についてなんですけれども。

こちら、Nスクエアの設計を隈研吾事務所に依頼したのが、町長がナカシマ関係者に依頼したんじゃないかと、ナカシマの方々が複数名、公の場で発言しています。この設計依頼はどのような経緯で行われたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

吉備高原都市スーパーシティ構想の検討段階から本町と共にコンソーシアムを形成し事業推進に協力をいただいております当該企業から、吉備高原都市のランドマークとなるような建物を建てたいという旨の御発言があり、それを聞いた町長から、大変ありがたい話である、せっかくなので、当時、吉備高原都市スーパーシティ推進協議会の顧問を受けていただいていた経緯もあるので、隈研吾氏に設計を依頼してみてもどうかとビジネストークの一環でのやり取りがあったと記憶をしております。結果的に隈研吾事務所が承諾したことについては、当該企業と隈研吾事務所における交渉によるものと認識をしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そのビジネストークなんですけど、いつ頃どこで行われたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

正確なところまでは覚えておりませんが、令和4年度であったように記憶はしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

結果として、プロポーザルは行われずに、国のデジタル交付金の交付先にナカシマが選ばれました。この経緯、会議録等から調査しようと思ったんですが、企画課は会議録は存在しないということだったんですね。何で存在しないんですか。重要なことではないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

吉備高原Nスクエアの建設前に、Nスクエアがデジタル田園都市国家構想交付金テレワーク型の対象になるのではないかとという相談が企業側からありまして、本町としては、国の制度概要と照らし合わせて、本交付金事業の対象になる旨を確認したところでございます。最終的には、本町にとって総じてメリットがあると判断をし、交付金の申請に至っております。

この意思決定手続については、町民あるいは町内事業者等からの相談であっても同様のプロセスを経る義務がありますので、通常の行政事務と何ら変わらないものであると認識のほうをしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

しかし、結果として、タイプ2ですか、プロポーザルが行われることなくナカシマが選

ばれる。町長は、その会社に隈研吾事務所でどうですかねとビジネストークで依頼をしたと。私は、これはどう見ても不透明だと思うんですけども、不透明とか公平性の部分からどのように考えたら問題がないと受ければいいんでしょうか。教えていただけますか、物事の見方を。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

このテレワークの交付金につきましては、民間事業者がそのような施設を整備する場合も交付金の対象となるものでございます。そうした中で、民間事業者のほうから国のテレワークの交付金に該当するのではないかというふうな相談が町のほうにあったということでございます。それを要件等を確認した上で該当になるということで、この申請自体は町からの申請という形になりますので、そういう中で当該企業さんのほうから町のほうへ相談をいただいて、結果的に申請の手続を行なったという流れなので、これがもし他の事業者また町内の事業者等から同じような相談があれば同じような手続を踏んで検討させていただいたということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

次はじゃあ、健康特区事業についてです。

健康特区で救急車内でのエコー検査を目指していますが、なぜ救急車内でのエコー検査が必要なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

吉備中央町での救急搬送は、町内に高次救急病院がありませんので、町外へおおむね1時間かけて救急搬送をしている状況でございます。このように、時間を要する搬送では、病院到着の際に容体が急変し、転院搬送が発生する可能性もございます。このような

ことが起きないように、搬送にかかる時間を有効に活用し、病院到着後の早期治療着手や適切な病院選定を行うため、エコー検査の実施が必要であると考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そのエコー診断を実現していくために今どのような課題がありますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

エコー検査につきましては、厚生労働省が所管する救急医療の現場における医療関係職種の内在工作に関する検討会ワーキンググループにおきまして、規制改革の実現に向けて議論を進めているところでございます。当該ワーキンググループにおきましては、エコー検査の利点や効果、処置基準や既存のプロトコールとの優先順位の整理、教育体制の整備等につきましてエコー検査をすることによる懸念事項等の御意見をいただいておりますので、規制改革実現に向けた課題であると認識をしております。こうした意見を踏まえ、エビデンスの収集など必要なプロセスを踏んで進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

厚生労働省のワーキンググループの中の議論の一つで、救急車内や現場において救急救命士によるエコー実施が認められれば転院を防げたケースが存在するののかということを委員が言われておりました。御指摘いただいた、これを町も把握されて、そういったところを確認していると思うんですけども、実際こういう事例は何件ぐらいあったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。今、そういう事例の件数について手元に資料のほうを準備できておりませんで、細かい数字まではお答えできませんが、ただその事例だけではなくて、こういうことが吉備中央町からできるということで、今後そういうふうなことが発生する部分について、未然にそういうことが発生しない、起きたときに対応できるということにはつながっていく取組というふうには理解しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町からいただいた資料で、町内からの救急搬送の実績によりますと、令和元年度から3年間で岡山大学病院に搬送されたのは全体の2.6%だったんですね。町から岡山大学病院への搬送実績から考えますと、この特区事業の実証事業が実現したとしても件数が増えないと思うんですよ。件数が増えなくても、ワーキンググループ、厚生労働省としてはいいと判断されてるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、岡山大学病院への搬送実績が多いとは言えませんが、規制緩和が認められていない現状では、岡山大学病院と連携し、規制改革の実現に向けて、国が求めるエビデンスなど必要なプロセスを踏んで進めていく必要があります。

議員御指摘のとおり、本町だけではエコー検査を全国展開するために必要な件数ではないかもしれませんが、全国の国家戦略特別区域全体で実証を行うことで全国展開を目指してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

救急搬送の上位、2次救急で国立病院が50%、岡山中央病院が11%、高梁中央病院が10.8%であれば、少なくともこの3つの病院に今回の事業も実証もしくはやっ

ただくという前提で動いていくべきだと思うんですけども、実際今動かれている場合は
どういう今進捗なのかを教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

現状では、まずは岡山大学さんとその辺の仕組みというものを、国が求める検討事項等
についてしっかりとそこを研究をしていく必要があります。

議員おっしゃるとおり、町内から救急搬送される患者さんが多いのは先ほど申されたよ
うな病院でもございますので、その辺については将来的にはそういう病院のほうでもエコ
ー検査による救急搬送時に搬送できるというふうなことも考えていきながら、当然、医師
会さんの関係もございまして、その辺ともしっかりと協議をしながら、そういう形を将来
的には持っていきたいというふうには思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

確認なんですけど、国は、岡大病院と吉備中央町でしかこれはやっちゃいけないと言っ
てるんですかね、それともほかの病院も含めて実証調査みたいな形をできるよって言っ
てるんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。この実証については、救急搬送のときにエコー検査をするというものにな
りますので、これが例えば岡山大学病院だけに搬送ではなくて、他の医療機関に搬送する
場合も当然対象になるというふうに理解しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

であれば、今の時点、国立病院とか岡山中央病院、高梁中央病院からこの協力を取って
いくっていうことが非常に重要だと思うんですけども、それについて具体的な動きとか
向こうの反応とか、そういったことって何かあります、今報告できること。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

このエコー検査については、まだ法律で認められてないものです。規制緩和されていな
いものなので、まずは国が求めるところをしっかりとエビデンスを踏んだ上で実証ができ
るように持っていく必要がございます。

当然、まだ実際にはエコー検査、救急救命士ができない今状況でありますので、それが
できるという方向になれば、近隣の病院のほうにも御相談をかけながら、吉備中央町から
救急搬送される患者の受入れ時にエコー検査を救急救命士、その場合にはお医者さんから
の指示という形にもなりますので、その辺の仕組みについて、当然、岡山大学病院さんの
ほうでいろいろと組立てをさせていただいておりますが、他の病院の方にもその辺をしっか
りと共有いただき、お願いをしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

健康特区事業のこの事業が今こういう進捗なんだっていうのは、第2次病院、第3次病
院、あると思うんですけども、ほかの病院は把握されてるんですかね。吉備中央町から私
は報告してたほうが良いと思うんですけど、どうですか、そのあたり。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

救急救命士のエコー検査の関係につきましては、先般、町長も岡山県医師会のほうに救
急救命の関係の今こういう取組を吉備中央町で行なっているというところについても説明
にお伺いして、御協力いただくような話をさせていただいたというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ、私、提案なんですけど、吉備中央町が正直、全国の中山間地域のモデル事業となるために健康特区に今挑戦しているのであれば、今の進捗状況を少なくとも岡山県内の吉備中央町が関わっている救急搬送の病院、そして町民の方々が日頃から行っているかかりつけ医の方々に町がもっと報告を、月に1回でも月に2回でもその進捗を報告すべきだと思っんですけども、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

そういうふうな形でお伝えしながら進めていければというふうにこちらも思っておるところです。

なお、先ほど救急搬送の関係についてなんですけど、このエコー検査というのは規制改革が伴うものでございますので、まだ現状はできないものですが、これ以外に町内から救急搬送される病院のほうには、i P i c s s というものがございます。そちらの活用については、近隣の救急搬送される病院のほうでは利用いただくということで御了解をいただいております。現在使われてるという状況でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

報告しながら連絡しながら相談したら、今、健康特区事業にかけて主に3つの課題、例えばネット環境であったり人材育成ですよ。そういったところでも岡大の外からアイデアが来るかもしれないので、みんなで共有しながら進めていくということをしていただけたらと思います。

次、オンライン診療についてなんですけれども、こちら、今は実績があるということで、私がこれを書いたときはたしか実績ゼロだったんじゃないかなと思っながら質問いたします。

5月8日に岡山大学病院に勤めている吉備中央町アーキテクトの方がプレスリリースの

ほうで、病院のリアルでの医療体制に大きな負担をかけることなくオンライン診療を推進できていると発言がなされておりました。5月8日の時点ではオンライン診療を受診した方、町民ゼロ人だったんですけど、このアーキテクトは何をもってオンライン診療を推進できているとしているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

遠隔診療を受けられた方の実績について申し上げさせていただきますと、これまでに町営の下加茂診療所で4名、吉備高原医療リハビリテーションセンターで1名の方が受診をされておられます。また、今後も予約が入っている状況であると聞いております。

岡山大学病院へ通院をされている方が対象とはなりますが、オンラインによる遠隔診療の実現で岡山大学病院への通院に係る負担軽減が図られた上で必要な医療が受けられているところと理解をしております。

なお、先ほど議員のほうから御質問のありました、何をもってというところですが、このオンラインの仕組みが構築できたことによって受入れができる体制が整ったということと認識をしているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

オンライン診療ができるようになった一方で、かかりつけ医制度というものがありますよね。かかりつけ医制度とオンラインの診療の連携について具体的にどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

地元医師会をはじめ町内のかかりつけ医の先生方は、町民にとって身近で地域医療等を

担う大変重要な存在でございます。町民がより安心を持って健康をサポートできる仕組みづくりとして、地元医師会や地域医療機関の先生方の御意見、御提案等もいただきながら、連携、協力して取組のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

その連携についてなんです、具体的にどういう形で連携して、どういうふうにしたら患者さん、町民の方がいいサービスが受けられるのか、その内容って何かありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

具体的なところにつきましては、現在、オンライン遠隔診療のほうを岡山大学病院等と仕組みをつくっております。これについてどういう形で町内の医療機関との連携をしていくかというところを、現在、新たな組織として、地元の医師会さん、それから岡山大学、町等、関係者で入って、その辺をどういう形で進めていくのがいいかという会議体のほうを今つくる方向で検討を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、5つ目の質問、サンクスホース事業についてです。

この事業についての透明性や公平性の観点から質問いたします。

この事業、NPO法人が町の補助金を受けて事業を行なってるんですが、このNPO法人の理事と社員を調査したところ、町長をはじめ役場出身者が複数いることが分かりました。町が出資した法人ではないこのNPO法人に、理事ですと町長と元役場の課長2人が就任しています。正会員を見れば、再任用職員や現役の課長もいて、21人の正会員のうち6名が役場の職員や元職員でした。なぜ役場関係者がこの法人の理事や社員に就任しなければならないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在は、元役場職員と町長、担当課長と合わせて4名が正会員となっております。元役場職員については、当該法人の事業目的に賛同され、入会、就任されているものと承知しております。また、町長と担当課長であります協働推進課長の就任理由につきましては、先般の定例議会において答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先般の定例議会を聞いていない町民もいますので、説明していただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

御質問にお答えします。

ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングによる寄附金が原資である事業ですので、事業の公益性や町が掲げる施策との整合性に基づいた事業内容であるか、また事業収支などについても町として把握しておく必要があるため、理事に就いているものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

昨年度からたしか正会員は会費を支払うことになってると思うんですけども、協働推進課長はお支払いしてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

会費のほうは納めております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

協働推進課長は、職務命令でこのNPO法人の役員になっていると思うんですけども、それはその見識で、私の認識で合ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

私は、職務で就任しております、会議等へ出るときにも職務専念の免除を受けて出席をしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

すみません。聞き取りにくかったんで、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

現状、職務専念免除、職専免というのを総務課に提出して会議のほうへ出席をさせていただいておりますので、職務で行かせていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

職務命令でこの別法人に就任して、でも課長はポケットマネーでお支払いするわけですよ。通常考えたら、職務命令で行ったんだったら職務ですから、役場がお支払いするべきじゃないんですか。いかがですかね、町長。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

当然、職務としてやっておりますので、これからは公費のほうから拠出をさせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

何かそうなるとうち問題が発覚するかなと思うんですけども、これはまた別のときで。

この認定NPO法人、認定法人格を今月失うと、これは岡山県のホームページ、内閣府等でも発表されるんですけども、役場の関係者が多数関わるこの法人が認定格を失うということについての御見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

認定NPO法人は、高い認定基準に適合しなければならず、高い公益性を持っている法人とされているため、認定格を更新できないことは、議員おっしゃられるとおり、税制優遇措置の喪失であったり信頼性の低下などが生じる懸念がございます。町としましても、そこについては大変残念であるというふうには感じております。

しかしながら、今回認定というNPO法人の更新が行えなかったとはいえ、特定非営利活動を通じての健全な発展を促進するNPO法人には何ら変わりはありませんので、引き続き信頼性の確保に努め、多くの方に事業の趣旨に御賛同いただけるよう取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

認定格を失うことの原因を調査したところ、過去の事務処理において不適切な取扱いが行われたということがありました。この不適切な取扱いとは何だったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

令和2年2月に岡山県より要改善事項及び助言事項の通知を受けておりまして、その内容については、総会及び理事会における協議事項記載等書類の不備、また事務局長と会計担当者の兼務などの職員不足による内部チェック機能の不備などでございました。

なお、認定NPO法人の5年間の認定期間が終了するに当たり、その後の更新手続を申請しなかったことについては、認定基準の一つであります直接寄附者の人数が過去5年間で年間100人以上必要であるという基準をクリアできなかったことが主な要因であるというふうに承知をしてるところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ただ、役員とかNPOの社員に元役場の方々がいる、そしてしっかりと町の整合性、収支などを管理監督するためにいるんだというのであれば、今後また認定NPO法人を目指して、自立した運営ができる、つまり町がガバメントクラウドファンディングをしなくても運営できるようにするのが目的だとすれば、今後、より透明性がある団体にしていかないといけないと思うんですね。私は、そういったところ、改善するところがあると思うんですけども、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、先ほども言いましたように、認定というのがつきますと高い公益性というのが認められますので、今言われましたように、高い透明性をこれからはずっと、これ以上にできますように、そこは努力していかないといけないというふうには

思っているところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

所轄署岡山県より改善を要すると指導を受けた法人に対して、吉備中央町は何事もなかったように継続してガバメントクラウドファンディングで事業費を交付し続けています。私は、これは行政の透明性及び公平性に反すると思いますが、お考えを述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

この件に関しましては、以前にも少し答弁をさせていただきましたけれども、岡山県から要改善事項及び助言事項の御指摘を受けたことに関しましては、新理事長の選出をはじめ、新事務局長、業務執行理事の設置など抜本的な運営体制の改革、また規定の再整備等を早急に実施されておりまして、その後につきましては岡山県からの御指摘などは受けておりません。また、その後も運営のほうも良好なものであったため、引き続き町からの補助金を交付したものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

5つの議題を通じて透明性と公平性の観点からお伺い、質問いたしました。今回の議会でまた一段と戦うものが増えたなと感じております。今後もしっかりと調査をして、町民の方々にとって一番いいものとは何かということを追求していけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

10番、渡邊順子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

質問形式は一問一答、質問は大きく2点、図書館業務についてと幹線道路側溝等の維持管理についてです。

早速ですが、質問のほうに移りたいと思います。

まず、1点目、図書館業務についてです。

先日、産経児童出版文化賞の贈賞式で秋篠宮御夫妻の次女佳子さまが、本を読むことで様々な想像をしたり、新しいことを知ったり、考えを深めたりすることができます。夢中になるひとときやくつろいだ時間を過ごすこと、本を読む時間が心の支えになることもあると思います。幼少期に始まり、生涯にわたって多様な本に接する経験は、大切な宝物になるのではないのでしょうか。本を読むことに困難を感じている人が読書を楽しみやすくなる環境を整備するため、いろいろな取組が行われています。このような努力が実を結び、多様な本がより多くの人たちの手に届くことを、誰もが様々な方法で隔たりなく読書ができる社会になることを願っていますとお言葉を述べられました。

お言葉の中にあつた読書についての思いや読書できる環境や取組について、多様な本に出会える環境は人それぞれですが、図書館にはその環境が整っていると思います。

そこで、図書館業務について質問します。

今年度、新たに正規職員で図書館司書が採用されたと思います。それによって図書館業務が以前と比べて何か変化があつたでしょうか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

10番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

吉備中央町の図書館は、かもがわ図書館とロマン高原かよう図書館の2館で運営しており、令和5年度実績で蔵書数約6万7,000点、新たな購入数1,055点、現在の登録者数3,802人、貸出延べ人数1万2,896人、貸出総数4万3,726冊となっており、多くの皆様に御利用いただき、誠にありがたいというふうに思っております。

図書館に関わる職員については、昨年度までは館長を含め会計年度任用職員が9名、そ

して教育委員会事務局職員が兼務で1名、図書館の事務業務を行なっていました。

今年度から、議員御指摘のとおり、図書館の正職員として図書館司書を任用し、会計年度任用職員9名と合わせ10名体制で業務を行なっているところでございます。まだ新しい体制で2か月が過ぎたばかりということもあり、専門的知識を備えた司書が配置されたことで今後さらに落ち着いて課題に取り組む体制が取れ、図書館業務によりよい効果が生まれてくるものと期待を寄せているところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

教育長の答弁により、蔵書も昨年より増え、ますます図書館としての充実が図られてきているということは、本当にうれしい限りです。

また、図書館司書という専門の資格を有する職員が1人増えたことで期待は膨らみますが、今まで教育委員会事務局の職員が兼務で行なっていた図書館業務は、教育委員会の職員の人数は今回10名ということに入っていないのですが、その図書館業務について今後どうされているのか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今までの図書に関する事務的なことにつきましては、新規採用の図書司書が行うこととなります。これは、司書業務を行うに当たり、予算を含め関連する事務内容についての学び、そして職員とそういったことでコミュニケーションを図ることで業務の理解が一層深まり、図書館運営についてさらにより新規取組への提案やあるいは業務の改革ができるものというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

新規採用の正規職員としての司書の方、とても若い方だと聞いております。この方が教育委員会の今まで兼務されていた方とコミュニケーションを図りながら業務を今教えてい

ただいてるといいますか、学んで、今後の図書館業務を頑張ってくださいというふうに感じました。

図書館運営業務と図書館司書としての業務、これは本当に大変だと思います。まだまだ今2か月余りたったばかりですので、今後の新体制、本当に期待をしていきたいと思いますが、本当に若い方ですので、せっかく入ってくださった正規職員司書の方、本当に大事に育ててほしいと思います。そして、図書館業務が今まで以上に盛り上がっていくように私も願っております。

次に、移動図書館車こっぷり号についてお尋ねします。

昨年6月運用開始から1年が経過しました。利用者数や貸出冊数、利用者の反応などお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

こっぷり号については、令和5年6月から運用を開始をいたしました。現在、町内を毎月第1、第3の火、水、木曜日に運行いたしております、町内11か所を2巡するコースで運行しています。令和5年度実績では、55日運行いたしまして、貸出件数は1,064件、貸出冊数は3,833冊ということになっております。

利用者の反応としては、厳選されたいろいろな本が乗っているのを選びやすい、図書館まで行かなくても借りられるのでありがたい、子どものお迎え時間等に配慮していただき利用しやすいなどの御意見をいただいております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

利用者の反応もいいということは、利用者それぞれが自分に合った利用の仕方をしてるのかなと思います。

個人的には、御北児童クラブにおいても、月2回、こっぷり号の巡回ルートが近いということで、児童を連れて利用しています。個人では10冊、団体では50冊借りられるということで、児童クラブでは定期的に本の借換えをしています。要望も聞いていただける

ので、希望の本を借りることができたり、児童たちは常に新しい本に出会える環境があり、とてもありがたいと思っています。先日も本を選んでいるときに、離れた図書館までわざわざ行かなくてもこうして本を選んで借りることができるという幸せをしみじみ感じたことがありました。

しかし、これはたまたま巡回ルートが利用しやすい環境であったからかもしれません。巡回ルートが近くにない方からのルートに対する要望等はないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えします。

運行ルートの改善要望等がありますが、より多くの方々に利用していただけるように運行体制や現状を十分に確認をし、慎重に検討することといたしております。

今年度、子育て支援センターを運行ルートに加え、巡回場所を10か所から11か所に増やし運行しています。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

要望に合わせて巡回場所が増えたとのこととはとてもいいことだと思います。

確かに、教育長がおっしゃられるとおり、利用者の声全てを聞くことはできないかもしれません。慎重に検討されているということですが、利用者の声に耳を傾けて、できる範囲で対応して、行けるところは対応していただきたいと思います。

また、移動図書館車での業務については、雨の日は巡回場所にもよりますが、本を選んだり借りたりする作業が大変だなと感じることもあります。また、これについては仕方がないところだと思いますが、職員さんは雨の中作業してくださっていて大変だなというふうにも感じることがあります。また、それ以外に時々その場で対応し切れない、効率が悪いなど感じることも1年間の間にはあった気がします。その点については今後何か対応策とか検討されていることはありますか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

令和5年度に運行をする中で、図書館等との連絡を取る機会がよそより多くあったこと、それから貸出本の確認や予約等が図書館車でも行えたほうがよいことなどが課題として上がっておりまして、令和6年度からは蔵書確認及び業務連絡用のスマートフォンを導入をいたしまして、貸出状況確認等のシステムの導入を行うことにより業務の効率化を図ることといたしております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

課題解決のための蔵書検索及び業務連絡用のスマートフォンの導入、そして貸出状況確認等のシステム導入がされるとのことは、今後、業務の効率化が図られると同時に、本を借りる利用者にとってもスムーズに利用しやすくなるのではないかと思います。ますますこっぴり号の利用者が増えることを期待しています。

今後の展望についてですが、1年前に質問したときにも言ったような気がしますが、せっかくの移動図書館車なので、人が多く集まるイベントなどにも参加していただくと、もっと多くの方が本に触れていただける機会も増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。ほかにも何かあればお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

現在の課題として、リピーターの方は多い一方で新規の方が増えにくい、登録はあるんだけど利用のない方も多い、子どもの利用が少ないなどが挙げられております。

今後は、他の機関等との連携事業を含め、どのような取組が適しているか、しっかりと研究していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

課題を3つほど言われましたが、この課題を解決するためにいろいろな取組をしていかなければいけないと私のほうも思ったりします。

しかし、職員の皆さんがいろいろと工夫され、様々なイベント活動にも取り組まれているように思います。図書館を本当に盛り上げてくださっていることには心より感謝を申し上げます。

そして、移動図書館車こっぷり号も順調に運行されていると私自身は感じておりますが、キャラクターがあったと思うんですが、このキャラクターにかよよとかももという名前もついたようです。皆さん御存じだったかどうか、この辺も町民の方にしっかり知っていただきたいと思うんですが、そのキャラクターの塗り絵を作成されて、町民の皆さんの塗り絵を図書館のほうに展示してくれています。ぜひ、大人も子どもも関係なく展示してくれるようなので、参加していただけたらと思います。

また、現在抱えている課題も先ほどお聞きしましたが、図書館司書の資格を持たれた専属の正職員を加えた新しい体制で課題が解決できるよう、そしてまた図書館業務によりよい効果が出てくることを本当に期待しております。

最後に、教育長さん、何か一言あればお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えします。

これまでも町の行事や、予算のこともあったりします。それから、人員なんかのこともあります。そういったことを総合的に検討いたしまして、いろんな工夫をしながらイベントなどを実施をさせていただく、それからイベントなどに出向いていく、そういったことで町民の皆様の御要望等も勘案しながら、先ほど申し上げましたとおり、他の機関との連携についても今後その効果等を踏まえながらしっかりと研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

ありがとうございます。

本は一生涯にわたって大切な友達にもなり得ると思います。しっかりと本が手に届くような、目に触れるような、そんな環境をぜひ吉備中央町でもつくっていただきたいと思っています。

では、2つ目の質問に入りたいと思います。

幹線道路は、町からの委託により、年に数回、道作りなどで清掃や草刈りなど地域で維持管理に努めています。その道作り等においても、年々人口の減少や高齢化に伴い、なかなか大変なのが現状です。しかしながら、お互いの地域を維持管理するために地域の方は頑張っておられます。

そうした中、最近では雨が降れば大雨になることもしばしば、そうなるとのり面が削られ、側溝等に土砂が流れ落ち、毎回の溝上げ作業も大変です。

例えば、新山地区、町道宮坂線では、広範囲にわたり数か所で岩肌が削られ、木の根がむき出しになっています。この場所は、以前にも土砂崩れがあり、通行止めになった経緯もあります。先日の道作りでも、地域5人での作業で長い距離の溝上げをされました。また、側溝の作業だけではなく、木の根がむき出しになっているのり面の崩落への不安も抱いている現状です。

この場所を例に挙げましたが、土砂に限らず、枯れ葉が山のように堆積し、水が流れず道路にあふれ出し、近くの田畑に流れ込むといったこともあります。草が生い茂り、側溝が見えない状況も多々見られます。ここだけではなく、そういった場所を挙げれば新山地区だけでも数多くあります。吉備中央町全域となれば、それはかなりの数になるのではないのでしょうか。

こういった状況を町はどのくらい把握し、対応ができているのでしょうか。民家がある地域では何とか住民の力で対応できているところもありますが、民家が途切れた幹線道路ではどうにもできない現状もあり、何かいい対策はないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

渡邊議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、集落の人口の減少と高齢化に伴い、地域の活動の負担が増していることは承知しております。

現在、町道の総延長は約860キロあり、生活に密着した道路管理につきましては、自治会等の御協力により、草刈り、側溝清掃、道路面の穴埋め等、対応をしていただいております。道路管理者としましては、常に安全に通行していただけるよう努めていますが、管理延長も長く、現実的には困難となっております。

議員御指摘の通行に不安がある道路のり面の対応につきましては、早急に現地確認を行い協議させていただきます。また、天候不良等による土砂崩れ、倒木等の発生があり、自治会等での対応ができない事案については、建設課に連絡いただき、状況によっては町が対応いたしますので、建設課まで御相談いただければと思います。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

本当に安全が一番だと思います。そういった面で、現地確認していただけるとのこと、ぜひ確認していただき、前向きな御協議で対応していただけたらと思います。

側溝付近では草も生い茂っているということで、狭い道がますます狭くなります。そして、雨が降れば道路脇の木も垂れ下がり、支障木とまではいかないにしても、背の高い車は走りにくく、対向車との接触にもなりかねません。

先日、地域の二十歳にもならない若い青年が山の中の幹線道路の草刈りと垂れ下がった枝木を切っていましたが、本人に話を聞くと、自分が危ない体験をした、町の草刈りを待っている間に何かあるよりは自分ができることをしているだけと答えてくれました。そして、自分のことを僕は農業男子じゃけんと言っていました。誰も見ていないところでそうやって動いていてくれた青年が地域にいてくれたことにとても感動しました。

先ほどの話ではありませんが、支障木に対しては補助が出ていると思います。明らかにのり面の土砂が側溝に流れ落ちていることが分かり、その土砂を止める策として町として何か対応ができないでしょうか。地域の方も、町でできないのであれば自分たちで何とかするしかない、そのように話してもおられます。そういった場合に、例えば材料支給とか何か補助的なものができるのであれば、そういうものがないでしょうか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

地域の皆さんで地域の道路を管理していただいていることには大変感謝をしております。

町では、道路管理など地域の皆さんで対応していただける場合には、水路等の材料支給を行う場合もあります。しかし、現地の状況によりましては地域の皆さんでは困難な場合もあると思いますので、まずは建設課まで御相談いただければと思います。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

何かあれば建設課のほうに一報すればという答弁だったかと思います。

今まで町道に対して質問してきましたが、県道においてもしかりです。側溝には土砂や枯葉、落ち葉が堆積しているところが多く、大雨では側溝の意味をなすこともなく、道路に水があふれ、道路全面が川のように水が流れているところもあります。そういった場所は、大雨のたびに同じような状況になっています。地域や町で年数回の草刈りはしていても、側溝の溝上げまではできていないような気がします。

住民によると、個人で県民局に連絡をしたこともあるようです。しかしながら、数年たっても対応できていないようであります。

県道においても、町のほうで何か対策を講じるとともに、町から県のほうへ強い要望とかできないものでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

議員御指摘のとおり、大雨時には県道の側溝が詰まり、排水不良となり、その都度、地域の皆さんに御協力をいただいていることも大変感謝しております。

側溝の閉塞による排水不良は、路肩を侵食するなど、路肩の崩壊による災害発生の可能性も高くなります。

現在、町内の国道、県道の総延長は約180キロあり、道路管理者は岡山県備前県民局

において維持管理が行われています。現在の維持管理状況について県に確認いたしましたところ、県もこの問題につきましても大変苦慮しているとのこと。県においては、道路パトロール等で異常を発見した場合や地域の皆様から連絡をいただいた場所から落ち葉や土砂の撤去をしておりますが、把握している場所に限っての対応しかできないのが現状であり、全ての道路側溝を常に良好に保つことは現実的には困難となっております。

県としましては、自治会等での道作りなど共同作業を実施されるときに側溝整備等にも御協力をお願いするところではありますけれども、自治会等での対応ができない箇所もあると思いますので、その際には備前県民局まで、または建設課まで御相談いただければと思います。

また、県が行なっております県道等の清掃美化活動の一環としまして、おかやまアダプト事業を実施しております。現在、この事業は、町内の13団体が取り組んでいただいているところでございます。この事業は、事業を行う地域の自治会や学校、企業など10名以上の団体とし、県管理の道路や河川を定期的に清掃美化活動を行うボランティア事業です。認定されましたら、清掃用具の購入費としての支援が受けられます。道路側溝の清掃、道路ののり面の草刈り、交通支障木等、いろいろなケースがあろうと思いますが、建設課のほうへ御相談いただければと思います。

町内の県道、町道等の道路管理につきましては、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

今回は、町道、県道にかかわらず生活道の幹線道路の側溝等の維持管理について質問させていただきました。先ほど課長からの説明にもありましたが、県のアダプト事業、これはなかなか皆さんが知るところではないかと思えます。今回こうして教えていただきましたといいますか、お知らせがあったということは、また地域のほうでも検討すべきことの一つにもなるかもしれません。

地域の方々は、自分たちの集落を維持管理するために本当に頑張っておられます。しかしながら、集落の人口減少と高齢化は止まってくれません。自分たちの集落を自分たちで守れるように、町としてもできる限りの支援をしていただきたいと思います。

今回例に挙げた地域も、とても前向きに考えられています。一般質問に上げるまでもな

く、直接建設課のほうに相談に上がればいいとも思いましたが、今後、この地域の対応はもちろんです。町全域の問題としても考えていただきたく質問させていただきました。人口減少と高齢化は、これからいろいろな場面でも課題として出てくると思います。その都度、課題に対して真摯に向き合っていきたいと思いますが、最後に町長のほうから一言いただけたらと思います。お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

地域の生活道、また町道、県道、大変な地域の方の支えがあって今成り立っております。まだまだ県のほうにも言うことはいっぱいあります。県道については、本当に予算をかけてやってほしいかと思います。町もそうでございます。しかしながら、最終的にはあまりにも長い道でございます。地域の方のお支えがなければなかなか成り立っていかないのも現実でございます。ぜひ地域の方にもその理解をしていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

安全に生活していくためには必要なことだと思います。地域としても町としてもいろいろ課題はあると思いますが、そこは話し合いをしながら、できることをやっていただく。そういう意味においても、建設課のほうにおいても町のほうにおいてもお願いしたいところであり、これで私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

議長に許可をいただきましたので、通告に基づいて、2番、加藤高志、質問をさせていただきます。

冒頭、いつもどおりといいましようか、質問内容に関連します時事ネタというか、1つお話をさせてください。

昨日、同僚議員の質問の中、その答弁の中で町長もおっしゃってた、あまり気持ちのいい話じゃないんですけれども、先般公表された740幾つぐらいの消滅可能性自治体というワード、極めて遺憾ですよ。

なぜならばというか、政治とか政策にリンクする、もちろん質問にも関連しますのであえて申し上げさせていただくと、そもそも論ですよ、言うまでもなく、御存じだと思いますけど、人口の動態というのは、統計上、どの統計分野よりも一番正確であると、まずこれが1つですね。

その上で、人口の高止まりっていつだったっけかなっていうふうには思い起こしたときに、1990年ぐらいから兆候が出てたんですよ。約30年ほど前でしょうか。その当時、人口がまだ増え続けていってます。ところが、2000年を超えて、2007、8年ぐらいで、高止まっちはないんですけども何か増加が緩やかになってしまっていると、これも2つ目の兆候だったはずですよ。

そこで、今さらなんですけれども、中央自体も、知っててやってたというふうには思いたくないんですけれども、分かってたはずなんです。なぜなら、人口動態というのはどの統計よりも正確で、確実にそれが来るということが分かってたからですよ。

その一つの錯覚といいましようか、何となく危機感を感じなくなってしまった原因の大きな一つというのが高齢化ですよ。これは決して悪い話ではない。健康寿命が延びたおかげで高齢化社会に突入していく。なので、本来であれば、変な意味じゃなくて、年相応の方々がお亡くなりになり、子どもが生まれてくると、こういう均等なサイクルであるはずのところ、2006、7、8年ぐらいのときまでですか、高齢の方が長生きをするようになって、子どもが生まれなくなってきてた。ただ、全体としては増加傾向にあったと。本来、第3番目にそこで気づく、そこで手を打たなけりゃならなかった。ところが、2011年でやっとそれが、高齢の方が長生きをされるというよりも、子どもが生まれる

数がどんどん減っちゃって追いつかなくなって下降が始まったと。だから、正味2011年が高止まりの時期で、そこからずっと下がってるわけです。

そこから考えても、10年前から分かってるということですね。少なくとも14、5年前から分かってる。ということは、何が言いたいかということ、本来、政策とか政治というのは、未来を先取りをして感じて、課題が来る前に予防という形で課題を発生をしなくしていくというのが本来鉄則なのにもかかわらず、約30年間、中央としてもほっぼらかしにして、今になってそういう該当する自治体に名指しでもって消滅可能性自治体ですよと、これは極めて遺憾ですよ。

なので、何が言いたいかということ、中央は中央でそういうほかをやってしまう、ただ我々吉備中央町は、そういうことはしないように、本来の政策政治の鉄則である先読みをして未然に防ぐような政策提起をしていかんといかんなどというところを感じたというのが、最近のすごく強い遺憾の下にこうあるべきだなというに再認識をさせられたトピックでもありました。

これが今日これから質問させていただく、当初デジ田関係を質問させていただきますけれども、唯一の、消滅、これを未然に防ぐ、ここから盛り上げて右肩上がりにする、すごく特効薬にもなる、そういった事業であるというふうに改めて位置づけながら質問させていただきますので、それぞれのQに前向きな、適切な答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

当初、デジタル田園健康特区の進捗状況とそれから今後の見通しなどについてであります。

デジタル田園健康特区に指定をされてはや2年が経過し、いろいろな事業を展開、あるいは新規事業の着手、導入がなされております。特区の指定は、吉備中央町の未来のまちづくりにとって千載一遇のチャンスであり、またそれがゆえに一朝一夕に完結する事業では当然ありません。

それだけに、こうしたビッグ事業、前例のない事業は、ともするとその時々を目先の事業の議論に終始しがちであります。これは何でもそうですよね。したがって、こうした複数年にわたる事業、また前例がなく、ある意味試行錯誤が伴う事業は、物事の始まり、そして物事の原点、これをしっかり押さえながら、一つ一つの事業の積み重ねと事業が目指す方向、ベクトル、これをきちんと把握をしながら、その全体を通して理解をし、そして

何よりも町中で共有することが極めて大切であります。これは鉄則中の鉄則です。

そこでまず、次の3つについて確認をしたいと思います。お願いします。

まず、1点目、本事業の原点中の原点は、従来、吉備中央町のほとんど縁もゆかりもない会社といいましょうか、グループといいましょうか、そうした外部からの視点による吉備中央町のよさ、特に吉備高原都市の可能性に着目をされ、当時スーパーシティへのチャレンジを提案していただいたということです。しかも、スーパーシティへの申請のために、特に産学官及び関係省庁との連携、そして情報通信、医療並びに交通等の専門技術の連携が必要であります。これらも全てボランティア、手弁当で快く参画をしていただいた、まさに物すごいエネルギーが結集された奇跡のような出来事であったと、思い起こせばそういうふう感じております。

このように、吉備中央町に着目をし、事務的にも技術的にも、またチームとしても吉備中央町の応援団の存在がデジタル田園健康特区の本事業の土台になってることを町としても捉えているのか、そこをまずは改めてですけど確認をさせてください。どう捉えてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まずは、2番、加藤議員の土台として捉えてるかどうかの御質問でございます。

議員がおっしゃられたとおり、本事業の原点は、外部からの視点による吉備高原都市の可能性に着目されたスーパーシティへのチャレンジを提案していただいたことが発端でございます。本町にとって、スーパーシティへのチャレンジは、人口減少対策をはじめ、医療、交通、買物など本町が抱える地域課題の解決や地域活性化に向けた大きなチャンスであると捉えておりました。

また、応募に当たっては、国家戦略特区のスーパーシティ型指定の基準として広範かつ大胆な規制改革の提案と、当該規制改革により可能となる先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の関係者の強いコミットメントがあることと国の方針が定められており、この方針にのっとる形で産官学が連携をいたしましてスーパーシティ提案にこぎ着けた経緯がございます。

スーパーシティ提案までの間、県内外の日本を代表する多くの企業等が参画をいただ

き、産官学関係者の持つ専門的な技術や知見等を結集して提案書をつくり上げたわけでございます。参画いただいた皆様は、議員も言われたとおり、手弁当で快く吉備中央町のために携わってくださり、議員がおっしゃられたとおり、吉備中央町の応援団の存在が本事業の土台となっていることは私は間違いないと思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

では、2点目、そうした多くの皆さんの知恵と努力を結集して、吉備高原都市をモデルとしたスーパーシティに応募をしたわけであります。

スーパーシティは、2030年頃の未来を先取りしたまちづくりの実現ということであります。しかし、全国から31団体からの提案があり、結果的にはつくば市をはじめとする3団体が指定をされ、残念ながら吉備中央町は採択には至らなかったわけであります。

ところが、ここで2つ目の奇跡が起きたわけですね。令和4年2月のスーパーシティの区域指定に関する専門調査会において、おいおい、吉備中央町の提案の中には幾つかの優れた規制改革の提案があるぞという発言があって、現在のデジタル田園健康特区の指定につながったと、そういうふうに理解をしておりますが、そういった経緯と認識でよろしかったんでしたっけ。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

そのような御理解で間違いはありません。議員おっしゃられたとおり、スーパーシティの応募には、当初、全国31の地方自治体から提案があり、結果としてスーパーシティ型国家戦略特区には大阪府大阪市、茨城県つくば市が指定されました。

本町は、残念ながらスーパーシティ型特区としては採択に至らなかったわけですが、スーパーシティの区域指定に関する専門調査会において、ある委員からこのような提案がありました。幾つかの自治体から、デジタル技術を活用し、健康、医療などをはじめとした地域の課題解決を図ろうとする優れた規制改革の提案がなされた。これは、人口減少、少子・高齢化、コロナ禍で顕在化した課題に対処した内容で、時代の要請に合致し

たものであり、また地方部や過疎地で特にニーズが高いものである。政府においては、これらの取組を推進するため、スーパーシティ型国家戦略特別制度の活用に加え、特定課題に重点を置いた革新的事業連携型国家戦略特区制度の活用をすべきではないかとの発言がなされました。このことにより、石川県加賀市、長野県茅野市と共に吉備中央町がデジタル田園健康特区として指定をされたということでもあります。したがって、デジタル田園健康特区は、スーパーシティ型国家戦略特区の検討過程において加えられた特区ということでございます。

本町が特区に指定されたことは、我々行政の力だけでは決してかなわなかったことであり、吉備中央町の応援団として関わってくださった多くの関係者皆様の御支援、御協力のたまものであると大変感謝をしているところでございます。

また、国においても、デジタル田園都市国家構想の先導役として中山間地域のモデルを期待されており、全国的に本町の認知度、知名度が上がっていることも事実でございます。

本町にとって、特区の指定は、10年、20年先を見据えた吉備中央町の未来のまちづくりにとって大きなチャンスであると考えております。これまで前例がなく、試行錯誤が伴う取組ではございますが、吉備中央町を応援してくださる多くの関係者皆様の期待に応えるためにも、町が一丸となり創意工夫を重ねながら皆さんと一緒に一步一步着実に前進してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

了解です。

3点目、デジタル田園健康特区を支えるもう一つの条件として、特区に指定された3市町、本町それから加賀市、茅野市さんですか、それとの連携と、地域課題の解決を進めるのに欠かせない、これがデータ連携基盤の構築であります。

これも規制それから制度改革の一端ではありますがけれども、健康医療情報の自治体を越えたデータ連携と、一元管理による医療データの幅広い連携、活用によって、まさに本事業の究極の目的であるエンゲージメントコミュニティの創出、そして誰一人取り残さない社会、これの実現の最も基本となり、いろいろな分野の課題解決のための情報銀行ともなり得るものであります。

また、今回のような特定分野に重点を置く区域指定は、自治体間のデータ連携による相乗効果、これが期待できるとともに、デジタル実装の横展開、これの実証にもなり得るということを期待されております。

データ基盤の連携、これにつきましては、確認というよりも、もう少し掘り下げた役割と機能、それから現状と今後の計画等について分かりやすく御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、データ連携基盤は、令和4年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業で整備をいたしております。データ連携基盤の役割として、一般的には複数のシステムに蓄積されたデータを確実に収集、加工して各システムで利用できるための仕組みでございますが、吉備中央町の事業では、マイナポータル連携、同意、アクセス権の管理、複数のサービスを呼び出すシングルサインオンといった1つのIDとパスワードで各サービスが利用できる機能の提供などが挙げられます。

今後の展望といたしましては、健康医療情報の自治体を超えたデータ連携の実現を見据えております。具体的には、各自治体保有データや民間データも含めた各データの相互利用でございます。現在は種類や保有主体によりデータ形式がばらばらであります。連携が困難な各データを標準規格に統一する機能により、データ連携の円滑化をデジタル田園健康特区の取組として進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

ここまでの私の質問については、デジタル田園都市推進協議会の総会、あるいは日頃の担当課長あるいは担当課の職員さんのほうからの説明を私なりに解釈してまとめて質問させていただきました。

健康特区の事業を進めるに当たって土台となるものでありまして、これらを根底に置いてどうこれから事業展開を図っていくのか、あるいは事業成果をどういうふうに評価をし

ていくのか、これの基本となるものであります。何事も、要するに、べたですけれども、初心忘るべからずであります。

今後、町中で理論共有するためにも、今まで質問させてもらってお答えいただいた、ここが原点となると考えますので、いま一度原点を確認をして、情報の不足や認識の誤りがあればその都度補足、修正、これをお願いするとともに、これまたその都度全町民に対する周知、これの徹底をどうか図っていただきたいというふうをお願いをいたします。

続きまして、救急搬送時のエコー装置による情報収集、それと伝送サービスの現状と今後の見通しについて質問させていただきます。

先ほど確認しましたとおり、幅広い分野からそれぞれの最先端、これの専門的技術と一体となった組織的連携による大きな支援の輪によって、母子手帳のデジタル化や買物支援などデータ連携基盤を活用した医療、福祉、生活等、今までではいろいろな事業に挑戦、実装しているところであります。

多くの事業は、機会あるごとにそれぞれ御説明をいただいているところではありますけれども、ここでは1点お尋ねをいたします。

それは、本健康特区事業の原点とも言える救急搬送システム、これの現状と今後の見通しについてです。

本事業は、まさに誰でもがいつ何どき利用の恩恵を受けるか分かりません。まさに、人口減少そして少子・高齢化といった、特に地方部の課題に焦点を当てた事業というふうにも評価をされ、数ある事業中の一丁目一番地、マストであろうかとも思います。実現すれば、町内には大きな総合病院がなく、救急搬送に1時間前後を要する吉備中央町にとって、助かるかもしれない命を確実に助ける、そうするための全国のモデルとなり得る事業でもあります。救急救命士の役割拡大、あるいは規制改革を伴う事業でもありますので、困難を伴うことはこれまでの説明で理解をしておりますが、現時点での進捗状況及び今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

まず、議員がおっしゃいました救急搬送補助システムについてでございますけれども、

通称 i P i c s s といいます。この i P i c s s は、岡山県内で妊産婦を対象とした救急搬送補助システムとして導入されていましたが、それを本町では令和 4 年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業で町内の高齢者施設からの救急搬送に活用するため機能拡張を行なっております。

また、昨年度の同交付金事業において、町内からの全救急搬送を対象として機能拡大を行いました。これは共通診察券と称しておりますが、きびアプリ利用者があらかじめマイナンバーカードを用いて発行した 2 次元コード、QR コードを利用するものでございます。例えば、携帯電話の待ち受け画面に保存することで、救急搬送時に救急救命士が専用の機器を用いて QR コードを読み込むことでマイナポータル上に蓄積されている住所、氏名、年齢、服薬情報等を把握することができるため、病院到着後の早期治療着手につながるものであります。

なお、運用につきましては、現在、岡山市消防局と調整中でございます。

救急搬送補助システムにつきましては、規制改革を伴わない事業となりますので、住民皆さんの安心につながるよう着実に進めてまいります。

なお、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、規制改革を伴う事業についてでございますが、救急救命士の役割拡大等、規制改革を伴う事業につきましては、現在協議中であり、国のワーキンググループ等において議論が続いております。今年度も引き続き国家戦略特区ワーキンググループ及び厚生労働省ワーキンググループにおいて継続して議論されることとなります。

救急搬送に 1 時間前後を要する本町にとって、規制改革提案である救急救命士によるエコー検査等が実現すれば、適切な病院選定や早期治療着手が可能となり、住民皆さんの安心感につながるものと考えておりますので、引き続き岡山大学をはじめ関係機関等と連携を図り、全国に先駆けて本町で実証が開始できるよう国と調整議論を進めてまいります。

なお、このほかにも本町から規制緩和の提案を行なっていました妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化、産後フォローについては、昨年 8 月に厚生労働省が発出する疑義解釈通知により実現しております。これは、吉備中央町が国に対して規制緩和の提案を行なったことにより全国措置されたもので、産後女性の糖尿病治療の早期診断、治療が促進されることが期待されております。

今後ともデジタル田園健康特区として規制改革や他地域との連携の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

振り返り及び質問への答弁、ありがとうございました。

途中で申し上げたように、人間というのは、どうしてもインパクトを受けると、時がそのインパクトを薄めていきます。話を聞くと、時がまた話を忘れさせていってしまう。それが誰しも我々人間という生き物です。要するに、途中申し上げた、こういったことを時には振り返って、時には再周知という形で適切な時期、機会あるごとに住民さんのほうに改めてなんだけどもこういうことをやってるんだよというような周知活動というのは定期的に継続的にやっていただけると温度が下がらないのかなとも思いますので、そういった配慮あるいは考慮についてぜひお願いをしたいと思います。

最後に、がらっと変わらして熱中症対策について質問させていただきます。これは、暑熱避難所の指定についてです。

このところ、全国的に温暖化の影響といいたいでしょうか、本当に異常な異常気象が続いておって、今年の夏もどこまで酷暑になるのか、予想もつかないような状況、これは来年もその次もこういうことが続くであろうという前提の中で、本年4月1日、全面施行となった気候変動適応法、これの改正法ですね。中身については、市町村による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターですね、及び熱中症対策普及団体の指定、要はシェルの指定と熱中症の対策普及の団体として国に指定してもらおうという、この制度が4月1日付で全面施行となりました。

ここでお聞きします。

本町における指定暑熱避難所、クーリングシェルター、この指定状況についてお尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、2番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、本年4月1日より熱中症対策の強化を盛り込んだ改正気候変動適応法が全面施行となりました。これにより、市町村は、暑さをしのぐ場所として

クーリングシェルター、指定暑熱避難施設を指定することができるとされました。しかし、現時点で県内の市町村での指定はまだ少なく、当町におきましても検討段階でございます。

しかし、吉備高原都市業務商業ビルきびプラザの1階北側ロビーが県有施設として提供可能とされております。

クーリングシェルターに指定するためには、環境省の定める基準、定期的にメンテナンスされていることや、クーリングシェルターの実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を備えていることなどの条件を満たす施設でなければなりません。関係する機関との協議を行いながら、指定に向けて検討を進めてまいります。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知をしました。

冒頭、ちょっと関連することを申し上げたかと思うんですけども、政策というのは、先読み、先取りをして施行しないと意味を持たない側面もあります。ここでいうところの熱中症というのは、昔でいう熱中症、いわゆる熱射病とか言ってた頃ですね。あれとは桁違いにスケールの違う症状が起きます。なので、命に関わるという前提の下に、近隣市町でまだ実例が少ないからとかというハードルでもって研究止まりになるというのはいささかどうかと思しますので、やるためにはという視点でもっての本質的な研究あるいは調査に着手されますことを切望いたします。

ただ、ここで問題になるのは、例えば条件を満たした、その条件そのものに合うか合わないか、合致するかどうか。例えばですけども、公民館が該当するのか否かとか、あるいは自主防災組織が、吉川のほうでも大体つけ終わってるんですけど、避難所に地区として指定をしてる公会堂にエアコンがついてます。では、そこがその条件に合致するかどうか、いろいろ諸問題あります。

もう一つ言えば、生活保護法の改定によって、たしか2018年6月頃だったと思うんですけども、今、エアコンというのは、何度も言ってるように、熱中症がすごく生命に関わる症状だという観点で、保護世帯におかれてもぜいたく品とは扱われないで、厚労省のほうははっきり2018年の段階でエアコンの保有、設置をもちろん認めますという回答を出してます。ということは、保護世帯もエアコンがついてる。じゃあ、自宅に皆エア

コンがあるじゃないかという問題も当然出てくるわけですよ。じゃあ、シェルターは要らないじゃないかと。ただ、中山間特有の農作業中であるとか、一例としては、そういったときに駆け込める避難施設という観点での調査あるいは検討、研究、これをぜひやっていただいて、かみ合うのであればぜひ町内で、近隣市町でやってないからこそ吉備中央町で先取りをして一か所でも二か所でも指定開始をしていくと、そういうのが本来あるべき姿なのかなというふうにも思いますので、研究、検討のほうをよろしく願いいたします。

以上で質問は終わりますけども、最後に終わりとして少しお時間を下さい。

昨日、同僚河上議員のほうからもお話がありましたが、2020年から2050年までの30年間において、人口減少の話です。20代から30代の女性が半数以下となって、深刻な人口減少が進み、全国1,729自治体の4割に当たる、その中には吉備中央町を含んだ744の自治体が、極めて遺憾ですけれども、消滅可能性自治体と名指して公表されてると。吉備中央町においては、よく考えてみてください。デジタル田園健康特区の指定という、ほかの自治体にはない、もしこれを消滅可能性自治体とするならば、どこにも持ち合わせてない、全国で3つしか選ばれてない、消滅の回避策を持ち合わせた吉備中央町であります。ここで、全町で再認識すべきであると思います。

しかし、デジタル政策、この提供側、事業を提供していく町、執行部ですよ。ここが掲げている誰一人取り残さないというギアと、それを恩恵を受ける住民、利便を受ける側の町民さん側の、今度は誰一人取り残されないという、受ける側の取り残されないんだというもう一個のギアが成立をしないと空回りに終わってしまいます。

なので、取り残さないんだじゃなくって、みんなが、受ける側の町民皆が自分事かと捉えて、だったらデジ田でもって自滅しないような、この唯一の策を使って我々は取り残されないぞという気持ち、醸成ですよ。そういった啓蒙に全力を尽くす必要があるんじゃないかなと思います。

もう一度整理すると、提供する、誰一人取り残さないんだというギアと、受ける側の、そう、我々は誰一人取り残されないぞと、このギアがあって初めて力になっていくわけですよ。

(4番、「分かったよ。質問外じゃから。」の声)

そういったところで、自分事化、この機会を醸成できるように両輪の環境構築にさらなる啓蒙と工夫とエネルギーを傾注いただきますことを切望して、質問を終了いたします。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も一括質問でお願いしますが、大きく3点に分けております。いつものとおり通告文が少ないのは御容赦くださいませ。

まず、1点目につきましては、教育行政につきましてなんですけれども、学校統廃合がいよいよ近くなりまして、来年度においては9校が3校になる、その節目でございます。これまでにいろいろな部会、いろいろな委員会を重ねてこられたと思いますが、今現在の小学校統合に向けての状況をお尋ねしたいと思います。教育長のほうにお願いいたします。

それから次に、入札についてということは、今回にも先ほど同僚議員の質問の中に取りました入札というのとちょっと趣旨が違うんですけれども、私が自分で認識しております入札というのは、各地方公共団体においての入札の方法という形で、指名競争、一般競争、それから随契というような入札の方法があって、それぞれの公共団体の長においてそれは定められているものだ。それから、指名委員会の問題につきましても、我が町の今までのやり方について何の異存もあるわけじゃございませんが、しかしながら入札前の説明の在り方については、大きな事業を行う前には、例えば財産取得の場合、いろいろなものを購入されます。そういう場合に、その内容について事前に委員会においてもきちっとした説明があるべきだと思います。そのことによって財産の取得に対して重要な関わるものがございますので、その説明が少し薄いんじゃないかなという懸念がいたします。そのことからお尋ねを申し上げます。

次に、町長の進退についてというところでございますが、これにつきましては、改選時期でございますし、様々な課題が山積する中、昨日来から同僚議員からも質問がありましたようにいろんな問題があります。昨年の10月の円城の浄水場、水の問題、それからいろいろ各種問題がありますが、それにつきましてもデジタル田園特区で進んでいく一つの

構想もございます。その中で、町長においては、いろいろな問題がある中、大変ではありますが、目的は、一つの構想を描きながら、町長が4年前にも町長に出馬するときに、一つのまちづくり、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる、そしてよいまちづくりということを最初に挙げられてると思いますし、私も今この場所に立って議員として二十数年させていただいておりますが、ちょうど今から38年前、この地、当時は賀陽町という町でございましたが、ここに移住してきまして以来、行政のほうへ携わらせてもらい、そして地域の皆さん方といろいろ生活の中で過ごしてきたことを振り返ってみるのに、我が町というものがよくなるように、人口減少、要するに少子・高齢化の人口減少っていうのはいろんなものに影響しております。財政にも影響しておりますし、今日の職員の人数の関係にもありましたように、少子・高齢化が財政においても役場の職員の人数の減少においても大きな要因を示しております。その代わりに、それ以上に職務は増大しております。そのことも町長はよく理解して財政運営を行なっておることかと思いますが、今後ともそういうことも視野に入れながら、吉備中央町という町が発展していくように願うところでございます。

大変な時期ではございますが、引き続き町政を担う、担当する気持ちがあるかを尋ねるところでございます。この大きく3点についてお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

11番、西山議員の御質問にお答えいたします。

小学校の統合については、令和元年7月に町長諮問により適正配置に関する検討委員会で検討いただいたことから始まり、保護者代表の方などに御参加いただいた魅力ある学校・園を考える会、吉備中央町立小学校・園統合準備委員会及び推進委員会などで御協議をいただきながら新しい学校づくりを行なってまいりました。そして、来年度、令和7年度の開校に向けていよいよあと一年を切ったところでございます。

これまで複式学級における学び残しがなかったための教職員の配置への取組を行い、教育目標、学校名、校章、バスルート、アフタースクールの新設に向けた実施概要の決定などを行なっていただき、議会及び保護者の方をはじめ住民の皆様へもその都度御報告をさせていただいてきたところでございます。

現在、統合する小学校間で実施されております合同授業では、子どもたちが互いに親交を深めており、友達が増えてうれしいとか統合を楽しみにしているといった感想が聞かれるなど児童の気持ちも高まってきているとの報告を学校からいただいております。

統合に向けた校舎等の施設改修についても、議会の御協力をいただきながら、教職員の御意見等を取り入れ順次実施してきており、改修については昨年度までに2校分が終了しており、あと一校となる加賀南小学校、現在の吉備高原小学校校舎改修について先般契約議決が承認をされ、現在取りかかっているところでございます。

閉校記念行事についても、各学校で保護者の方と協議を行いながら進められており、先般、多くの学校で運動会のときにドローンでの人文字撮影などが地元の方々と共に行われており、今後も地域の方を交えイベントなどを予定されている学校があると聞いております。

校歌については、6月末の締切りで募集をしており、秋までには統合準備委員会などで決定できる予定となっております。

バスの購入についても、児童の安全をできるだけ考慮した仕様となるように検討を重ね、大型バスの契約議決を今回の議会に上程をさせていただいており、中型バスについても1台購入するように現在入札に向けて手続を進めているところでございます。

また、統合後の加賀東小学校及び加賀西小学校では、学校でのバス乗降場所について舗装工事などが今年度予定されています。

現在のところ、統合への準備に向けての取組はほぼ予定どおり進んでおり、校歌の決定など主要な項目のときには統合準備委員会や統合推進委員会を開催させていただこうと考えております。

以上が現在の学校統合に向けた進捗状況でございます。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

西山議員の入札について等の回答をさせていただきます。

まず、入札前の説明の在り方につきましては、大きな工事や建築の業務、また言われた財産取得などの案件につきましては、基本的には各委員会や全員協議会に事前に説明をしていると認識をしておりましたが、十分ではなかった点がありましたことにつきましては、今後は丁寧な説明に努め、御意見を頂戴しながら協力して事業を進めてまいりたいと

思っております。

そして、お尋ねのこの秋に行われる町長選挙に対する思いでございますが、このような立場にならさせていただき、3期目が過ぎようとしております。当初の思いと何一つ変わることはなく、町の発展と町民の方の安全・安心の暮らし、そして心豊かな暮らしができる町を目指しまして町政に取り込んだところでございます。

何をするにも財源が必要との思いから始めたお米を扱ったふるさと納税、そして太陽光発電につきましても、今では農業振興、子育て支援をする上で欠かせない財源となりました。

雇用の場の確保から工業誘致にも取り組み、エフバーカリー、両備テクノモビリティーなどの誘致が決まり、工業用地の完売に今至ってるところでございます。

しかしながら、人口減少の流れは変わらず、令和元年には、将来的な児童数を想定し、小学校適正配置に関する検討委員会を立ち上げ、慎重に協議検討を重ね、令和7年4月には現在の9校から3校になり、新たな小学校の開校を迎えることとなります。

このように、吉備中央町にとりましても大きな変革のときであり、決断のときでもありました。

まちづくりは、将来の明るい展望を描くものと現実の足元を見たものと同時に2つを俯瞰しながら進める必要がございます。小学校の統合や全国で3地域が指定を受けたデジタル田園健康特区事業をはじめ、多くの道半ばの事業がございます。そして、多くの課題もがございます。特に、円城のPFAS問題では、安全な水道水の供給はできるようになりましたが、健康影響対応や原因究明など大変重要な課題が残っております。

そのようなときに、その対応から背を向けることは私の思うところではございません。町民の方の御理解と負託をいただくことができるならば、先頭に立ち、その対応をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

それでは、一括で質問させてもらっております教育行政につきましては、教育長のほうから今、最初からの状況で現在までの説明をいただきました。

ぜひ来年の統合に向けては、よりよい形であり、そして一番の目的は、子どもたちの安心・安全でよい学びやをつくるために一生懸命頑張ってもらいたいところでございます。特

に、先ほど来からありますように、子どもたちも取り残さない状況で、我が町で学校生活を送れたことを誇りに思えるような、そういう学校にさせていただきたいという思いがございいます。ぜひ最後までよろしくお願いをしたいと思ひます。

それから、入札につきましては、今町長が言われましたように、事前の説明っていうのは大切なことだと思ひます。

事業にしても、かつて私が何回も一般質問でもこの議場でも申し上げたとおり、建築においても、要するに設計変更であるとか増額補正であるとか、それは仕方がないこともございいます。学校施設については、子どもたちのためにしっかりとした設備を持って子どもたちに接するという形で、反対はしませんが、賛成はしますけれども、設計の段階で十分な設計が行われていたかどうか、そしてその事前の説明において説明が施されていたかどうかということは、今後はそれをひとつ考えながら、十分な説明をお願いしたいと思ひます。そのために、委員会なりいろいろあると思ひます。そして、議会の議決に付するところでございいますので、議会の皆さん方の理解を得るようによろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、町長の進退について、町長が今申されたようにいろいろなことがまだ山積みに残ってるし、町長の思いというのはよく分かりますが、町長、施策とかいろんな、町長には提案権そして執行権という権利がございいます。町民の負託というより、町長に許されたのは提案権であり、執行権を許されてるわけで、町民からの負託については議会のほうで負託を受けております。これが二元制の方式でございいますので、いろいろな問題について議会と執行部とのいろいろなやり取りというのはあると思ひます。

しかし、先頭に立つ町長がきちとした方針を持ち、その目的が町民のためであるっていうこと、そしてもう一点、先ほどまちづくりの話をされましたが、まちづくりは人づくりでございいます。まず、豊かな人間性をつくり上げることも一つ方法だと思ひます。町長も私たちも、皆同じ人間でございいます。よりよい、住みよい形っていうのは、人間がつくり出すものです。デジタル田園健康特区の問題についても、DXはよく分かりますが、まずは人間があつてのこととございいます。そのことをよく町長も御認識されまして、これからの行政に、今日、出馬されるということとございいますので、どうぞ御尽力されますことをお願いしたいと思ひますし。私が願うんでなしに、町長の自分の意思ではございいますが。

そういうことを踏まえまして、これから吉備中央町がよりよい町になっていくようにお

互いに努力をしながらやっていきたいという思いをここに申し上げまして、再質問もありませんので、結構でございます。これで一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第8号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

それでは、本会議より付託されました陳情案件審査結果を報告いたします。

令和6年6月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。審査月日、6月4日。陳情番号、第3号。件名、岡山県医療労働組合連合会執行委員長、西崎克江からの介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情書。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干補足説明をいたします。

当委員会は、所属が6名ですが、当日欠席者が1名ありましたが、その1名の方の賛意表明も含め全員賛成で願意妥当と認めました。

陳情の中でも、厚労省の調査によれば、訪問介護事業所の約4割が2020年度以降3年連続で赤字だと。ところが、政府は、今回の改定で介護基本報酬を2～3%引き下げた。今、全国的には、2023年、訪問介護事業所の倒産は67件、過去最多、こういう厳しい状況の中で、皆さんそういうことをしっかりと踏まえて意思表示をされたと思います。それが結果として願意妥当と認めるということでしたので、報告をいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第8号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第9号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

報告します。

令和6年6月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。審査月日、6月4日。陳情番号、第4号。件名、岡山県教職員組合東備支部支部長、土谷涼太郎からの教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

補足で少し説明をしますと、例年に引き続いて学校現場の諸矛盾が今現場で満ちているという実情がマスコミでも繰り返し報道されているところです。そういう中で、その解決

には、教職員の定数改善と義務教育費国庫負担比率引上げ、これは必須条件だろうと。そういうことを皆さん前提にして、この陳情書を先ほどの報告のように願意妥当と認める結果を確認をされたと思います。先ほどと同じように、当日1名の欠席者の賛意表明も含めて全員賛成でこういう結論に至りました。

以上で報告を終わります。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第9号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日6月15日から6月17日までの3日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、6月15日から6月17日までの3日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 2時03分 閉 議